

平成27年第3回京丹波町議会定例会（第2号）

平成27年 9月 7日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 森 田 幸 子 君
- 2 番 松 村 篤 郎 君
- 3 番 原 田 寿 賀 美 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 山 下 靖 夫 君
- 6 番 坂 本 美 智 代 君
- 7 番 岩 田 恵 一 君
- 8 番 北 尾 潤 君
- 9 番 鈴 木 利 明 君
- 10 番 篠 塚 信 太 郎 君
- 11 番 東 ま さ 子 君
- 12 番 山 崎 裕 二 君
- 13 番 村 山 良 夫 君
- 14 番 山 田 均 君
- 15 番 山 内 武 夫 君
- 16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

町	長	寺	尾	豊	爾	君								
副	町	長	畠	中	源	一	君							
参	事	伴	田	邦	雄	君								
参	事	山	田	洋	之	君								
総	務	課	長	中	尾	達	也	君						
監	理	課	長	木	南	哲	也	君						
企	画	政	策	課	長	久	木	寿	一	君				
税	務	課	長	松	山	征	義	君						
住	民	課	長	長	澤	誠	君							
保	健	福	祉	課	長	下	伊	豆	か	お	り	君		
子	育	て	支	援	課	長	津	田	知	美	君			
医	療	政	策	課	長	藤	田	正	則	君				
農	林	振	興	課	長	栗	林	英	治	君				
商	工	観	光	課	長	山	森	英	二	君				
土	木	建	築	課	長	十	倉	隆	英	君				
水	道	課	長	山	内	和	浩	君						
会	計	管	理	者	谷	口	誠	君						
瑞	穂	支	所	長	川	嵩	勇	人	君					
和	知	支	所	長	榎	川	諭	君						
教	育	課	長	朝	子	照	夫	君						
教	育	次	長	中	尾	裕	之	君						
選	挙	管	理	委	員	会	委	員	長	正	田	恭	丈	君

6 出席事務局職員（3名）

議	会	事	務	局	長	堂	本	光	浩
書	記	西	野	菜	保	子			
書	記	山	口	知	哉				

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、おはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、14番議員・山田 均君、15番議員・山内武夫君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

9月2日に議会広報特別委員会が開催され、広報発行に向け協議が行われました。

9月3日には全員協議会を開催し、報告事項等の協議を行いました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、山崎裕二君の発言を許可します。

山崎君。

○12番（山崎裕二君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第3回定例会における山崎裕二の一般質問を始めます。

今回四つの質問を起こしております。今回の四つの質問は、行政が縦割りの組織であったならば、どれ一つできない課題であるというふうに評価しています。質問を通じて、行政組織のあり方を再点検するきっかけになればと願っています。

まず、寡婦・寡夫控除のみなし適用についてです。町の保育所利用料等徴収規則によると、町民税非課税世帯認定であっても、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない

者で、現に児童を扶養している者の世帯の利用料は無料となる。この意図は何か、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。お答えしてまいりたいと思います。

国の軽減措置に合わせまして、地方税法に基づく税情報により算定した結果、所得が低いとみなされるB階層と認定された世帯を対象に、母子や父子等のひとり親世帯や、障害のあるお子さん等がおられる世帯に対する経済的な負担軽減を目的としております。

算定に関しましては地方税法を用いていますが、軽減措置に関しましては申込書で、ひとり親として申告いただいた方を対象に適用しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 寡婦控除は、1951年、戦争で夫を亡くした妻の救済のため創設されました。夫と死別か離別した寡婦への経済的支援として所得税法で定める所得控除の一つです。1981年になって父子家庭にも拡大されました。扶養する子がいる母子家庭では27万円が控除され、さらに所得が500万円以下ならプラス8万円され、35万円の控除になります。また、父子家庭は所得が500万円以下の場合に限り27万円控除されます。

そこで、町民税非課税世帯並びに均等割・所得割課税世帯の階層認定に際して、所得税法、地方税法に規定する寡婦・寡夫のひとり親家庭では、寡婦・寡夫控除適用後の課税額に基づき利用料が決定されているのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 保育所利用料につきましては、子ども・子育て支援法に基づきまして、地方税法に基づく税情報を用いて算定しております。人的控除に含まれる寡婦控除を適用後の税額で算定しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 三つ目、入ります。

所得税法、地方税法に規定する寡婦・寡夫は、母子及び父子並びに寡婦福祉法と異なり、その対象を婚姻歴のあるひとり親家庭に限定している。もう少し説明しますと、所得税法、地方税法等における寡婦・寡夫控除の問題点として、離婚・死別は控除対象になるものの、未婚・非婚の場合は対象にならない点が上げられます。未婚や非婚での出産は、うーんというような指摘もあるかもしれませんが、しかし、同控除は一度婚姻歴があれば、その後未

婚・非婚のままで子どもを産んだ場合でも適用されます。つまり、未婚か非婚か否かで控除対象を分けているのではなく、婚姻歴の有無によって控除対象が分かれるという制度設計になっています。

しかも、控除の有無は所得税や住民税の課税額に影響を及ぼすだけでなく、各種事業の利用料なども課税所得によって金額が設定されているケースが多いため、子育てをしている方にとっては控除を受けているかどうか大きな影響を生じます。

町の事業、特に継続的に一定期間利用する事業のうち、母子・父子世帯といった全てのひとり親家庭を対象とした区分を設けず、各種所得控除適用後の課税額によってのみ、利用の可否や利用負担額などが決まっているものはあるか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 利用者負担額などについては、所得税法や地方税法等に基づきまして対応しているため、全てのひとり親家庭を対象に区分を設けず対応しているものはありません。

利用の可否に関しましては、町営住宅選考における優先的入居をはじめ、保育所入所における優先利用を判断する指数表やB階層世帯への減免などにおいて、婚姻歴の有無に関係なく適用しております。また、ひとり親家庭医療助成については、児童扶養手当の受給資格がある者のうち、京都府の所得基準額内の者に対しまして認定を行っており、所得基準を超えている者以外受給の可否や負担額などに差はありません。

なお、全体的な事業展開として、ひとり親家庭に対する制度としましては、母子寡婦福祉会や府の要請に応じて、事業の周知や申請書の取りまとめ等を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 婚姻歴のないひとり親家庭にまで、税法上の控除対象の拡大する改正を求める意見書が、日本弁護士連合会、そして、多くの自治体から次から次へと提出されている現状からもわかるように、本来であればこういったところは国の制度改正が必要と考えます。

そんな中、昨日の読売新聞の報道で、一つの進展を知りました。政府は、関係施行令を改正し、来年10月から公営住宅の入居に当たって優遇措置が受けられる対象世帯に、婚姻歴のないひとり親家庭を追加することを目指すとあります。しかし、いまだ抜本的な税2法の改正には至っておらず、住民に最も身近な存在である基礎自治体の英断が極めて大切です。

本年度より宇治市では、保育所保育料、市立幼稚園保育料、学童保育協力金、市営住宅家

賃において、婚姻歴のないひとり親家庭に対する寡婦・寡夫控除のみなし適用を始めました。南丹市でも、この9月議会の一般質問で取り上げられ、傍聴に行ってきました。名実ともに、子ども・子育て施策の充実を最重点課題に掲げる京丹波町においても、婚姻歴のないひとり親家庭に対しても利用負担の解消を図るため、今後のあり方を含めた例規、条例・規則・要綱などの見直し・点検を行い、所得税法、地方税法に規定する寡婦・寡夫控除をみなし適用していくべきと考えるがどうか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 婚姻歴の有無によって負担に差があることは理解しております。負担をおかけしていることと存じますが、全国的な動きからすると、みなし適用を導入されている市町村もありますので、今後の検討事項の一つとして捉え、府内や近隣市町村の動向をうかがう中で考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 二つ目、地方版総合戦略についてに入ります。

一つ目として、従前のあまたの計画と今回の戦略の違いはどこにあるのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針においては、従来の地域経済、あるいは雇用対策や少子化対策は一定の成果をもたらしたものの、地域特性を考慮しない全国一律の方法や短期的な成果を求める施策などが課題とされております。

従来政策の弊害を見直し、地域における自立性、将来性、あるいは直接性などに基づきまして、それぞれの地域における有効かつ現実的な施策を計画するものが創生戦略であります。この戦略においては、効果検証や明確な数値目標の設定といった違いに加えまして、京丹波町における課題解決に向けた取り組みを速やかに実行できる点が特徴であると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 人口ビジョンのほうですが、町の人口は合併直後1万8,000人をちょっと切るぐらいでしたが、現在およそ1万5,300人ぐらいです。平均して、毎年250人前後減少していることになります。かかる人口動態を自然増減と社会増減に分けて分析してみました。

まず、人口の自然増減、統計で見る市町村の姿、2006年から2014年を見てみると、出生数は合併直後100人弱でしたが、その後80人台となり、ここ数年70人台で推移しています。死亡数は一貫して200人から250人ほどです。結果、自然減として毎年150人ほどずつ人口減少が続いているという状況にあります。

次に、人口の社会増減です。同資料によると、平均して毎年80人ほどの転出超過が確認できます。また、総務省の住民基本台帳人口移動報告、これは集計期間の違いなどでしょうが、さきの姿と動態がちょっと異なりますが、用いて、24年から26年の3カ年の転出先、転入元の性別・年代ごとのクロス分析などもう少しひもといてみます。

転出先としては、南丹市の219人、13.1%が最も多く、亀岡市が111人、6.6%、西京区が64人、3.8%、福知山市54人、6.6%となっています。また、その他での転出は1,678人です。この3年間合計で男性、女性ともに800人を超える転出超過となっています。転出する年代は20歳代の654人が4割弱で最多で、男女比では90人ほど女性が多くなっています。30歳代で307人、18.3%と続き、60歳代以上の転出も274人と16.3%と3番目の多さです。これらのコーホートで転出の4分の3弱を占めています。

かわって、転入元ですが、こちらも南丹市の119人が9.9%と最も多く、次いで福知山市60人、亀岡市57人、西京区46人となっています。その他からの転入は1,200人弱で、7割弱を占めています。ちなみに、3年間合計で男性640人、女性560人ほどの転入がありました。転出入を比べると、男性の164人に対して、女性は倍近く314人の転出超過という実態が浮き彫りになります。転入してくる年代としては、転出の場合と同様20歳代の335人が3割弱で最多で、男女比でも女性が多くなっています。60歳代以上が232人、30歳代も204人と、これらのコーホートで3分の2近くを占めます。

以上が、不十分ですがデータ分析からざっくりと読み取れる点です。

20歳代までは3月から4月の進学、就職を機にとの要因が多いと察します。さらに、その他の年代では転出入の時期はどうなっているのかや、年代、性ごとに転出入に至る要因として、どのような理由に上げられるのか突きとめていくことが必要であると考えています。

そこで、二つ目の質問ですが、町の人口ビジョン策定において、過去にさかのぼり、年齢、性、時期ごとに、毎年どこから転入してきて、どこに転出しているかなど、その理由の突きとめも含めた分析は厳密に行ったのか。また、この分析結果を戦略に生かしていくべきと考えるが、人口ビジョン策定のスタンスは何に重きを置いているのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 人口ビジョン策定に際しましては、転入されてきた方や次代を担う中高生など、幅広く意見を聞かせていただくために、アンケート調査を実施いたしました。また、転入転出手続のために役場窓口に来られました方に意向を伺うとともに、幾つかの町内企業や各種団体からも意見をいただいております。

人口ビジョンでは、これらの意見を参考に、本町の人口に関する課題や対応方針、あるいは、将来ビジョンなどを定めるものでありまして、本町では、人口減少社会という厳しい時代において、出生数の増加や社会減の解消などによる人口構造の改善が必要と考えております。

また、そのためには、本町の有用な地域資源を活用することに加えまして、時代に合った地域づくり、あるいは、こころの豊かさにつながる取り組みに重点を置きまして、創生戦略や総合計画を実行していくこととしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） Iターン、Uターン、Jターン、さらには父母は都会で、祖父母と孫は農山村といった孫ターンといってみても、人口減少は避けられないかもしれません。しかし、人口減少下でも、地域を磨き、町民の皆さんが輝き、内外の人に選択される町を目指すことが大切と考えます。人口は増えなくても、人材、人の財産を増やしていくことが地方創生の本質の一つと考えています。

それでは、三つ目ですが、これまでの計画の振り返り、省察及び検証、分析はどのように行ったのか。また、それらを踏まえ、今回の戦略において、町の創生に繋げる具体策をどのような形で反映していくのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域創生における主要な課題は、東京一極集中の是正、若い世代の就労や結婚、子育て環境の整備、地域特性に即した課題解決など、人口減少対策が主要な目的となっております。

本町においても、人口流出の抑制と人口流入の促進の観点から、現在実施しています事務事業を中心に検討を行い、人口ビジョンにおける検証も考慮しながら総合計画審議会において審議いただいているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 四つ目ですが、実現可能、可視化できる形で、今、何をすべきか、

どのように進めていくかを明確に指し示すことが戦略策定の核心であると考えます。事業などの実施検証には、この前の全員協議会のときも出ていましたが、K P I、重要業績評価指標、Key Performance Indicatorsを用いると察しますが、その際、①過去5年間の実績・傾向や特徴、②現状分析並びに影響要因、③今後5年間、目標達成のために必要なことなどは、個別具体的に十分議論し尽くした上での設定となるのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） さきの答弁とも重複するわけですが、事務事業につきましては、毎年度見直しや、新規事業を計画する際に実績や社会情勢、あるいは町民の皆さんの要望などを考慮して進めておりまして、その計画を策定する際には動向分析なども行いながら、実現可能な形で進めております。

そうした中で地域創生においては、有効で現実的な施策を審議いただいております、それを創生戦略の中で数値目標として設定していくものと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 戦略評価において、P D C A、策定、P l a n、実施、D o、検証、C h e c k、見直し、A c t i o n、サイクルが改めて強調される理由は何か、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、結果重視の原則が掲げられているように、計画を策定するだけでなく、実効性の確保とその見直しによって一層の効果が得られると考えておりますので、そのような手法は結果重視の原則を担保するために重要であると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 今、まさにスーパープレミアム商品券、第2回目の発売に際して、P D C Aという名のトライアンドエラーを繰り返しているというふうに見受けております。さまざまな気づきや内からの盛り上がりを反映するきっかけ、取り組みにしていかなければ、これまでの失敗を繰り返すことになると考えております。

上からふってきたものに対応するのになれ過ぎて、自分たちの熟議で物事を決定、実行していくスタイルになれていないのが、率直な印象です。動かない戦略は、全く意味がありま

せん。引き続き、何をすべきか、どのように進めていくかといった視点から戦略を日々成長、進化していく生きものと捉えることが決め手になるというふうに察しています。

それでは、三つ目ですが、情報共有、情報活用について質問いたします。

まず一つ目に、時事通信社の時事行政情報モニター i J A M P の契約アカウント数、アカウント配置部署、年間利用料はどのようになっているか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 契約数は30ライセンスで、管理職を中心に利用しております。年間利用料につきましては、京都府町村会において一括契約いただいているとともに、利用料の負担をいただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） それでは、管理職を中心にとのことですが、i J A M P の主な活用方法として、何を想定しているのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） i J A M P は行政情報に特化したサイトであることから、最新の行財政専門ニュースを取得できるほか、国が発表しました資料、あるいは地方自治体の政策の情報を容易に入手できるなど、行政運営上必要な情報源として活用しているものであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） i J A M P の町村スポットに私も契約しておりますが、静岡県西伊豆町ふるさと納税感謝券、飲食店も利用可とありました。これ、ちょっと引用しますと、静岡県西伊豆町は、ふるさと納税の返礼品として発行する感謝券を飲食店や観光施設でも利用できるようにしたと。これまで、宿泊施設しか利用できなかったものを改正したと。町の観光商工課は利用可能施設をまとめたガイドブックも作成し、食事や土産、観光に使ってもらい、より町のことを知ってもらうきっかけになればというふうに期待しています。感謝券は5,000円以上の寄附に対し、半額相当、1,000円未満を切り捨てて発行すると。特産の海産物が食べられる飲食店やマリンスポーツが楽しめる観光施設、ガソリンスタンドなどで利用できると。対象施設は宿泊施設とあわせて計82施設となり、これらを網羅したガイドブックは返礼品の紹介ホームページからダウンロードできるというふうにあります。

これ、6月議会の北尾議員の一般質問にあった内容です。総務省の指針により、商品券など換金性の高い返礼は難しいといった答弁でしたが、i J A M P によればこういったやり方

も紹介されております。

それでは、三つ目ですが、i JAMPなどを通じて得た情報は、日々の業務、事業遂行にどのようなインパクトを与えているのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 法案や審議会答申のほか、国や地方自治体の政策など豊富な行政関連情報を効率的に得られることから、最新の情報を業務に反映させることができていると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） もう一つ、紹介しますが、同じくi JAMPの町村スポットに滋賀県多賀町、割と近所です、地元産木材でお食い初めセットとありました。滋賀県多賀町は子育て支援に取り組む姿勢を町民に伝えようと、地元産の木材でつくったお食い初めセットを試作したと。新年度から、出生届を出した際に贈呈する方針、産業環境課は木材でこうしたお祝いの品をつくって渡すケースはほとんどないのではないかと。出産を町全体でお祝いする気持ちを表現するとともに、主要産業である林業の振興と環境保全に関する意識の高まりも期待でき、一石三鳥だと話していると。

同町は、人口は京丹波町の半分ぐらいの8,000人ぐらいですが、森林面積が85%を占めており、面積も半分ぐらいです。人口減、少子高齢化対策と森林資源の有効活用が重要課題とあります。近年では、新生児数の増加の兆しが見えてきたため、大体80人ぐらいで推移しているというふうな情報です。

町政60周年記念事業の一環として、地元木材を活用した少子化対策に取り組むこととしたと。製作費は1セット1万5,000円弱で、年間60から70セットを想定、小さなときから木製品に親しんでもらうことや、木や林業に対する愛着が強まる木育効果も見込めるとしている。時期、これは「京丹波ぬく森のイス」プレゼント事業とほとんどシンクロしています。ほとんどないのではとあるふうに、外に知られていない「京丹波町のぬく森のイス」プレゼント事業は知られていないことを残念に思いました。

そこで、多賀町役場の担当課にメールしましたところ、ぜひとも情報交換、交流させていただければと思いますとの返信がありましたので、こういったところもi JAMPの利用のきっかけになるかと思っております。

では、次、視察のほうですが、四つ目、町から視察に出向いている件数は部署ごとに年間何人、何件程度か、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成26年度において、33件の視察を行いました。延べ100名の職員が先進地等の視察を行ったところでございます。

内訳としましては、総務課で1件1名、住民課で1件3名、議会事務局で1件2名、商工観光課で9件18名、企画政策課で3件14名、農林振興課で4件7名、保健福祉課で1件2名、教育委員会で10件47名、瑞穂支所1件2名、和知支所1件3名、須知財産区1件1名となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 視察に出向く主な目的としては何があるか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新規事業の取り組みを予定しているほか、現行業務の改善に向けて検討を行うために、先進的な施設及びその運営状況、あるいは成功している町などを視察しているものであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 六つ目ですが、視察で得た情報は、職員間でどのように共有しているのか。また、日々の業務、事業遂行にどのようなインパクトを与えているのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 視察後には、報告書によりまして、課内等で情報共有を図っております。

視察の効果といたしましては、今後の業務の参考になることが多く、有意義な視察となっていると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 今度はホームページのほうですが、町の役場のホームページのリニューアルの時期とその方針をどのように考えているか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町のホームページは、今年度にリニューアルすることとしております。運用開始は、今年度末の予定でございます。

ホームページのリニューアルに当たっては、利用のしやすさの向上、迅速な情報発信などを念頭に置くとともに、障害対応力とランニングコスト削減の観点も重視しながら、取り組むこととしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 八つ目ですが、6月28日の日曜日の読売新聞に、地方移住人気度コンテストで、ホームページや動画表彰とあります。以下引用します。

政府は、今年の夏、全国の自治体が地方移住を呼びかけるポータルサイト「全国移住ナビ」の場で、移住先としての人気度を図るコンテストを実施すると。注目を集めた自治体のホームページや動画を表彰することで、地方移住への国民の関心を高めるねらいがあると。コンテストで上位となった自治体には、総理大臣表彰なども検討しているとあります。

移住ナビは地方創生の一環として、国と自治体が共同で今年の3月から暫定運用をしており、4月から本格運用が開始されました。主に首都圏から地方への移住希望者に向け、各自治体がお試し移住体験、新規就農などの就職情報、住まいなどの生活情報を紹介しています。コンテストは7月から9月の3カ月間、市町村が移住ナビにアップしたホームページの接続回数や担当者への問い合わせ件数、利用者からお気に入りリストに登録された件数などに基づいて順位を決めると。市区町村が移住を呼びかける3分ほどのプロモーション動画の再生回数などを競うコンテストも実施するというふうにあります。

八つ目ですが、総務省による地方移住のポータルサイト「全国移住ナビ」で、移住先としての魅力度コンテスト（内閣総理大臣表彰も検討）が実施中であると。その場に、プロモーション動画、3分程度の内容をアップロードしなかった理由は何か、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、全国移住ナビへの情報登録は行っておりますが、その中のプロモーション動画につきましては、本年は京都縦貫自動車道の全線開通や新たな地域振興拠点施設の開業など、社会資本や本町を取り巻く情勢が大きく変革する時期であったことから、それらを反映した形で、今後作成し、まちの状況や魅力を発信したいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 合併10周年になりますので、そういった記念動画とあわせたような形でつくっていただけたらというふうに思っております。

四つ目ですが、各種団体への補助金について質問いたします。

まず、各種団体へ経常的一般財源から運営・活動の補助のために交付している補助金は何件で、額は幾らか。また、過去5年間の件数、額の推移はどのようになっているのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町から各種団体への運営活動補助のここ5年間の状況といたしましては、交付件数は年間でおおよそ60件前後、金額はおおよそ1億2,500万円から1億4,000万円の間に推移しております。

また、一番大きな割合を占める社会福祉協議会と次に大きな商工会への補助金を除きますと6,000万円から7,000万円程度で推移しております。

ここ5年間での大きな変化としましては、観光協会が平成23年度に設立されましたので、運営補助金を交付するようになったことが挙げられますが、これを除きますと全体の交付額等に大きな変動はありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 私も、社会福祉協議会等除いて換算してみますと、大体今聞いたように6,000万円ぐらいというふうに把握しておりました。

そこで、地方自治法第232条の2では、補助金の支出を公益上の必要性が高い場合に限定していると。公益性を判断する客観的基準は何か、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 補助金交付団体ですが、設立の趣旨や目的、あるいは構成員等はさまざまでありまして、公益性の判断において、一律の基準は設けられるようなものではないことから、団体個々について、それぞれの事情に鑑み、公益上必要があると認められるかどうか、総合的に判断を行っているということでもあります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 公益上必要があるかどうかというのは、個別的にとということでしたが、補助金を交付することにより、町民の皆さんの福祉向上を図ることができるかどうかには尽きると思います。この根本にのっとり、補助金のあり方を考えていく必要があるというふうに思っております。

三つ目ですが、補助金交付団体の活動内容やその成果について、補助金交付による効果は、実績報告で適正に判断できているのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 補助金交付団体の活動内容等につきましては、実績報告等により、適正であることを確認しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 四つ目ですが、運営費の多くを補助金に依存している団体の自主性、独立性及び育成面からの問題点はないか。団体存続を目的とした補助金になっていないか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 補助金が収入の多くを占めている団体もあるわけですが、そのことで自主性や育成を阻害しているとは考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 例えば、経済産業省は会費と補助金に依存した活動は、自主性や安定性に欠けるとし、条例で用途を定めて区域内の地権者から分担金を徴収する制度や、法定外目的税を導入し、観光協会などの安定財源の確保を図る自治体への支援に乗り出すというふうリリースもあります。こういった動きもありますので、そういったところも考えていく時期に来ているのかなというふうに思っております。

五つ目、長期にわたって交付が続く団体において、補助金が既得権益化することがないように、社会経済情勢の変化などに合わせ、随時見直しを行っていく考えはないか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 長年にわたりまして補助金を交付している団体もあります。毎年、活動内容や団体の財政状況を確認し、補助の必要性が認められるため交付しているものであります。既得権益化しているとは考えておりません。補助金額につきましては、団体の決算状況等を確認し、見直しを行っていく必要があると考えます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 同様の活動を行っていても、補助を受けている団体と補助を受けていない団体が存在するなどの公平性の観点からの問題点はないか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 補助金は、公益上必要があると認めた団体に限り支出しておりまして、

公平性の問題は生じていないと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 補助対象となる範囲、内容、目的などが不明確で、補助の有効性が把握しづらくなっているケースはないか。補助の効果は、町民の皆さんの福祉の向上などに広く寄与し、その理解を得られているか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 補助金交付の目的は、公益上必要があり、住民の福祉の増進等に寄与するものに限られております。町民の皆様にもその意義は十分にご理解いただけていると考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 補助金が少額で、補助の有効性をはかりかねているようなケースはないか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 補助金は、各団体の活動状況や決算状況等を確認し、適切と認められる額を交付しておりまして、小額であっても十分に有効活用を図っていただけるものと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 毎年度、余剰金が発生し、運営・活動内容と較量して、次年度への繰越金や積立金が多額になっているケースはないか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 補助金は、各団体の活動状況や決算状況等を確認し、適切と認められる額を交付しております。結果的に、各団体の決算における次年度への繰越金や余剰金が過大となるケースもありますが、そのような場合は、適宜補助金額の見直し等により是正を図っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 補助金交付団体のうち、行政内部に事務局を設置している団体について、事務支援を行う根拠は何か。また、団体の事務は町の備品を使用し、職員が勤務時間に行っているのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町で事務局を担っている団体につきましては、団体側の規則等において事務局を町に置くことが定められているケースや、町合併時の旧3町の協議結果として、事務局を町が担うことが合意されているケース等がございます。

いずれにしましても、町が事務局を担っている団体につきましては、団体設立の目的や活動内容、公益性等の観点から、町で事務局を担うことが適切であると判断してお引き受けしているものであります。

団体の事務は公務の一環と位置づけまして、勤務時間の中で行っております。また、備品につきましては、団体様でお持ちのものは当然そちらを使いますが、なければ、町の備品を使用することとなります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 財政が厳しくなると、補助金の見直しが課題になります。結局一律何%カットというような結果になりがちです。みんなが少しずつ減るから我慢してねといった発想です。そうすると、確かに一律カット分の財源は浮くことにはなりますが、本当は補助を増やさないといけない団体もマイナスになりますし、もっと減らしてもいい団体も一律分しか減りません。

補助と財政状況をにらまなければいけない季節になって、補助金をもらってる団体が權益でもらい続けるということがあったとした場合、新しい活動団体への補助はできないこととなります。こうした状況を抜本的に変えて、本当に必要なところに補助金を出すためには、既得權益を全部なくさないといけません。全ての団体補助に終期を設定し、改めて補助金をもらいたい団体を公募する。これによって歯どめがかかります。今まで補助金を出す側にも、受け取る側にも、行政がその活動の価値を認める証として補助金を出すという意識がなかったでしょうか。

しかし、本来まちが最大限の評価をしている活動には補助金は出さないという考え方への転換が必要と考えます。最大限評価する活動とは、活動内容は言うまでもなく、自分たちの力で財政的にも自立しています。補助金がなくなった、減ったというのはまちの評価が上がったという仕組みづくりが大切と考えております。

そこで、最後の質問ですが、補助金の交付に一定の終期を設定し、例えば、3年に1度、抜本的に見直しなどとした上で、補助金を必要とする団体を広く公募するとともに、その審査結果を公開・公表し、補助金を交付する、交付しない、一時的に停止する、増額する、減

額する、補助率を変更する、あるいは報償費、委託料などの他の科目で措置するなどの適正化を図るべきと考えるがどうか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 補助金交付団体は設立の趣旨や目的、活動内容等さまざまであります。一律に終期設定をするような取り扱いは実態にそぐわないと、まず考えております。

また、要綱等にのっとりた補助金につきましては、条件に適合すればどの団体でも申請いただけるものでありまして、現状におきましても積極的な周知、あるいは広報に努めているところでございます。

報償費・委託料などほかの科目で措置してはどうかということですが、現状補助金を交付しているものは、補助金が最も適正であると判断して支出を行っているものでありまして、これを趣旨が異なる費目で、報償費・委託料として支出することは、無用な混乱を招くだけの行為と考えております。

今後とも、団体の活動状況や決算状況の把握の徹底に努めまして、補助金交付の適正化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） これで、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで山崎裕二君の一般質問を終わります。

次に、山内武夫君の発言を許可します。

山内君。

○15番（山内武夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、9月議会におきます私の一般質問を行いたいというふうに思います。

まず初めに、本年7月の18日、工事着工から34年、京都府民の悲願でありました京都縦貫自動車道が、ようやく全線開通をいたしました。皆様とともに、心からお祝いを申し上げたいというふうに存じます。

この道路の完成によりまして、名神高速道路や舞鶴若狭道路との連結が図られるとともに、京都府内の南北軸の誕生により、京都の南部地域と府北部地域が短時間でつながることで、京都の経済・文化圏の一体化が図られ、物流拠点をはじめ、企業誘致の促進など府内の均衡ある発展、地域間格差の解消にもつながるものと大いに期待をするものであります。

あわせて、大規模災害・地震など、災害時や緊急輸送時には命をつなぐ安心の道とも言えるもので、まさに京都府全域、全体の発展に貢献する道路であると確信するものであります。

本事業の完成に向け、今日まで長年にわたりご尽力いただきました多くの皆様方に心からの敬意を表しますとともに、私もこの歴史的な瞬間に立ち会わせていただきましたこと、まことに光栄であり、皆様とともにさらなる発展を願うものであります。

また、本道路の開通とあわせて、オープンをいたしました地域振興拠点施設であります道の駅「京丹波 味夢の里」は本道路の開通により、通過のまちになるのではとの危機感から、農業主体の食のまち京丹波を観光施策に位置づけるべく、建設を進めたものであります。今日オープン以来縦貫道の全線開通と夏休みが重なり、多くの方々にご来場いただいておりますが、今後とも本町が通過のまちとならないように、町民一丸となって寄ってみたい、行ってみたい京丹波町とさせていただけるような魅力あるまちにしていかなければならないというふうに考えます。

そういう願いのもとに、以下通告書に従いまして、町長にお尋ねをいたします。

まず、第1点目は京都縦貫自動車道の開通と地域活性化についてであります。

京都縦貫自動車道が全線開通したことによりまして、府内の均衡ある発展、地域間格差の解消が図られるものであります。一方で、京都府内各町での観光の地域間競争も予想される中で、本町ならではの魅力あるまちづくりやその受け皿の整備も一層重要になってくるというふうに考えます。

そういう中で、町が進めてまいりました地域振興拠点施設道の駅「京丹波 味夢の里」もオープン以来多くの方々にご来場いただいております。そこで、開通後2カ月弱が経過した今日の京都縦貫自動車道開通に伴う現状と課題について、お尋ねをしたいというふうに思います。

まず第1点目は、京都縦貫自動車道のこの間の通行量の状況と、国道9号、27号等の通行量の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今回開通しました京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジ間の開通後1カ月間の交通量につきましては、1日平均約14,600台であったと報告を受けております。開通日の翌日の7月19日から、京丹波みずほインターチェンジから丹波インターチェンジ間において24,460台の交通量となっております。また、綾部ジャンクションから京丹波わちインターチェンジ間においては、前年度同時期と比べまして、1.8倍となっております。宮津天橋立インターチェンジから綾部ジャンクション間は、1.3倍となっております。

次に、開通後の町内国道の交通量につきましては、国土交通省の予測値として、予測して

おりました3路線で約25%減少すると予測されておりましたが、実態としまして国道9号蒲生交差点の休日の京都行き渋滞が、開通前の540メートルから20メートルに、27号では、開通前140メートルが渋滞しとったわけですが、なしとなっております。正式な数値としましては、今後も計測されますが、見た目にも交通量は減少していると考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） ただいま、それぞれの利用通行量の状況をお聞きしたんですが、当初計画では、1万4,000台の通行量を見込んでいたというふうに私記憶しておるんですが、縦貫道の開通オープンとお盆をはさんだというようなことで、そういう夏休み期間中やということも要因というふうに考えるんですけれども、この間の通行量の実態を見ておりましたら、大変丹波から瑞穂間、渋滞が非常に起こっておったというふうなことで、現在京都縦貫自動車道は園部インターまでは4車線化ができておりますが、そこからは暫定の2車線というようなことで、ごらんとおりのような状態で、車が大渋滞を起こしておるといような時期もございました。

本道路は、先ほども言いましたように、災害時の緊急輸送道路としての役割というものも担っているものでありまして、一刻も早くやはり4車線化をすべきというふうに考えますが、国、京都府がどのような見解を持っておられるのか、お尋ねをしたいというふうに思いますのと、あわせて、縦貫道沿線市町は当然のことですけれども、オール京都でこの4車線化整備促進を強力に要請すべきやというふうに考えますが、町長の見解、お聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 4車線化については、大事なことだというふうに思っております。いろいろ担当課が、京都府道路公社と、あるいは国交省と協議してますので、詳細ちょっと答弁させますので。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） ただいまの4車線化についてでございますが、丹波綾部道路の計画といたしましては、4車線の計画交通量は、1日16,500台ということで、設計の基準でいきますと1万4,000台以上ということになります。あと、本路線につきましては、事業費を抑えまして、早期のミッシングリンクの解消を目的として暫定2車線で整備されておりますので、今後におきまして渋滞が慢性的に続くような状況であれば、道路の利用者なり、沿線自治体からも4車線化を要望する声が上がってくるものと考えておりますの

で、状況等を、京都府のほうも注視していきたいということでございます。

なお、京都府の高速道路網の整備促進協議会というものがございまして、その中で本年度も総会の中の決議案としまして、暫定供用2車線の高速道路につきましては4車線化を要望していくということで総会で決議しているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今後とも、やはり早期4車線化に向けて、要請をしていくべきやというふうに考えております。

次にですが、縦貫道の通行量を、開通当初ということもあるんですけども、予想以上の利用があるということで、今後夏休みも過ぎまして、一定通行量の状態も落ちついてくるのではないかというふうに考えております。

そういう中で、この縦貫道の建設の当初段階から、町民の皆さんが、特に心配をされていたのが騒音問題であります。通行車両の騒音が非常に大きいということで、特にトンネルの坑口部付近ですね、そういう所からの騒音が非常に大きいというようなことで、精神的にも健康面にも影響があるということで、一刻も早く対策を講じられたいというような声も出ております。議会のほうにも、先般町民の方からそういう騒音対策についての要望書が提出されておるところでございます。

そうであるならば、そこに住んでおられる皆さんは、言ってみれば1年365日、これからずっと騒音に悩まされなければならんということになるわけなんですけど、町長はこのような実態を把握されているのかどうか。把握されているのであれば、今後どのような対応を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町長としましては、担当課に後ほど詳細に答弁すべきものがあつたらしてもらったらいと思ってるんですけど、まずこういう開通せんことにはわからんことがありますので、開通して騒音とか振動があつて、今までの生活が著しく損なわれてるという話なんで、それをしっかりと受けとめまして、法律とか規則と違うんやと、実際生活していらっしゃる方が困っていらっしゃるということで、万全を期して対策をまず立ててもらいたい。予算とか費用対効果とか、そういうこと言わずに、とにかく生活者の穏やかな生活を取り戻すための対策をしっかりと立ててもらいたいという立場で要望をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

ちょっと技術的なことあったら、測ったとかいうことがあったら教えてください。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 開通以降、京都縦貫沿線の方より、町なり、国土交通省のほうへ騒音に対する苦情をいただいております。

8月の2日の日曜日になるんですが、6カ所で騒音の調査を国土交通省のほうでしていただきまして、今その結果の報告に、お話をいただいた方のお宅を訪問して、結果について報告をさせていただいているところでございます。

数値につきましては、本町の数値的には道路に面する地域の2車線以上を有する道路の数値を適用ということになりますので、昼間で65デシベル以下、夜間で60デシベル以下の数値であれば、国土交通省としては対策がなかなかできないということですが、今までと、音に関することでございますので、生活していた者にとりましては、不快なこともございますので、まずは結果について住民の方にお返ししていただいて、それで国土交通省と一緒に、今できる対策について何ができるかということにつきまして検討させていただいて、町としても対策についての要望をさせていただくということで、現在のところ考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） ただいま答弁いただいたんですが、この道路開通によりまして、大変便利になりまして、それぞれの地域の均衡ある発展に欠かせない道路であります。一方では、道路に隣接する住民の皆さんからは、もとの静かな生活に戻してほしいという切実な願いもあるところであります。

縦貫道の開通が、安心・安全の道であるならば、なおのこと、そこに住む住民の皆さんの安心・安全が何物にも増して最優先しなければならんというふうに考えます。今、聞いておりますと騒音調査もされておるようですが、数値だけでは推しはかることのできないそういう精神的な不安要因もあるというようなことでございますので、そういう観点からまずは再度町民への調査を十分していただき、対策を講じられるように、国、また京都府のほうにも再度強く要請すべきやというふうに考えますが、改めて町長、ご答弁いただきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課からは数値的な説明させてもらったり、あるいは担当課で取り組めることについては協議しているということを議会の皆さんに知ってもらうために説明させたんですけど、私としましては、当初申し上げましたとおり、今までの要望を出されて

る方は静かな京丹波町の中でも、自然豊かなそういうところで生活したいということで来られた方が中心です。そういう人たちの生活を取り戻すというのか、守るためにしっかりと数字やら、規則ばかり言うたらんと、できるだけ早く対応してほしいということを要望の内容にしていきたいというふうに思っておりますので、議会と一緒に進めていきたい、そんな気持ちでもおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 続きまして、2番目に道の駅「京丹波 味夢の里」の開業以来の入場者の状況についてお尋ねをしたいというふうに思います。また、開業以来多くの方にお越しをいただいております、休日等につきましては駐車場が満杯やというようなことで、車を駐車する所もないというような状況も続いておりました。うれしい反面ですね、お越しいただきました皆さんには十分満足をしていただけるような、そういう対応ができているのかどうか、一方では心配をしておるところであります。いろいろとお客さんのほうから苦情と申しますか、そういう要望も出されておるといふふうに聞きますけれども、これらの要望にどのように対応されているのか、今後改善すべき課題と、対応策につきましてお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 7月18日の京都縦貫自動車道全線開通したわけですが、8月17日までの1カ月間の入場者数ですけれど、一日あたり平均約1万5,000人でありました。大盛況でスタートが切れたと思っております。基本計画策定時の想定は、来場者は一日あたり約3,900人でしたので、約3.8倍の来場があったということになります。

これは、交通量は基本計画の約1.7倍であったこともありますが、今多くの方が目的地として来場いただいている、そういうことが要因かなというふうにも考えております。今回の集計は、オープン効果、あるいはお盆の繁忙期を含みますので、今後も動向を引き続き精査してまいります。

開通後の課題としましては、盛況であったため直売所コーナーの野菜あるいは加工品、及びお土産についても品薄になる日がありました。さらに、一時的ではありますが、フードコートで混雑のために食事の提供までに時間がかかったこと、あるいは京丹波マルシェのレジの時間待ちが長蛇になったこと、維持管理、運営につきましては、開業時に必要な人員について、確保していたんだとは思いますが、想定を大幅に上回る来場者のために、人員が不足している状況にあると見ております。求人活動も積極的に行っていただいておりますが、十分に必要な人員の確保ができない状況のようでありまして、従業員への負担が懸念されるところ

るであります。このたび9月からコンビニエンスコーナーの営業時間を午後12時から午後9時に短縮されたところですが、運営につきましても、引き続き指定管理者と協議をして、課題の洗い出しや対応について検討してまいります。

また、京都府道路公社が管理する京丹波パーキングエリアのトイレやごみの維持管理についても、開通直後に十分な対応が行き届かず、苦情が多数寄せられました。パーキングエリア駐車場につきましても、休日は慢性的な満車状態で、混雑した状況が続いております。これらにつきましては、人員の増員や誘導員の配置等により一定の対策、対応が図られております。本施設は京丹波パーキングエリアと一体的な施設でありますので、今後とも京都府並びに京都府道路公社と協議を重ね、改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、それぞれ対応、課題等お答えをいただいたのですが、ちょっと具体的に質問をしていきたいというふうに思いますが、一つはトイレの問題なんですね。あそここの道の駅、道路公社との町の指定管理者との関連も、業務分担の関係もあるんですけど、トイレの臭気問題ですね、においが大変こうするというような事態が発生をしております。その対応についてですね、どのようなことが原因で、後、対応どうされたのかお聞きいたしますのと。

後、駐車場の関係ですね、これもパーキングエリアのほう小型については98台というようにすることで、駐車場を設置をされておるのですが、大変土日になりますと乗客、乗客といえますか来場者が多いというようにすることで、駐車場が満杯になるというようにすることもありますが、今後拡幅するような計画がないのかどうか。

それと、もう一つが「京丹波 味夢の里」の玄関口に、障がい者用の専用の駐車場があるんですけど、私、一部の人から電話でお聞きしたんですが、専用駐車場に車いすが配置をしていないということで、まあ障がいの方が見えたようなんですが、そこから車いすがなかったもので、大変苦労したというようにすることで、私は中の係員に言うたら、車いす配車ができるのじゃないかなというようにことも言うておったんですが、その方につきましてはそこまでも気が行き届かなかったというようにことで聞いておるんですが、そういう車いすの配車をすべきやというふうなことを考えておりますが、そういう点についてどうなのか。

あともう一点が従業員の関係なんですが、慢性的に従業員が少ないという中で、従業員の健康管理の問題なんですね。これも聞いておりましたら、お客さんの対応に追われてしめて、なかなかそこまで考える間もないし、とりあえず今はお客さんをさばっていくのが精いっぱい

いで、なかなか考えられへんということで、休む間もないというようなことも聞いております。そういう健康管理等の問題について、どのように考えておられるのか、改めてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 設備の臭気、トイレの臭気等についても、また担当課から答弁してもらったほうがいいと思います。

その他、一つだけ気になったのが、車いすの方への対応ですけれど、確かに駐車場にどこに車いすが置いてあるかということ、案内しとかんとだめやなというふうに思いました。

それぐらいです、後、指定管理者の人に対しての対応等については、ちょっと担当課から答弁させます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 駐車場のトイレの関係なんですが、当初からにおい、浄化槽を設置して間もないトイレでございますので、一気に大勢の方が利用されますと処理し切れないということがございました。その関係で、マンホールにコーキング等を施されて、できる対応としてそういった悪臭の処理ということで、京都府の道路公社のほうで処置を行っていただいております。

また、トイレの清掃回数なり点検の回数につきましても、当初の計画ではなかなかきれいに使っていただくことができないということで、回数も増やしていただいております、先週、道の駅さんとも京都府の公社を交えて協議をさせていただいたのですが、トイレの利用につきましても、現在苦情は収まりつつあるということでございますが、土日になりますと大勢の方が見えますので、公社のトイレの前がいっぱいになりますので、公社のトイレの前に、道の駅、本町の施設内にもトイレがあることをお知らせするような掲示もお願いしたいということで伺っておりますので、そういったできる対応をさせていただきたいというふうに考えております。

また、駐車場の拡張につきましては、本線側のスペース、計画が決まっておりますので、なかなか今のスペースで駐車台数をふやしていくということは難しいかとも思いますが、これも8月のお盆前に京都府と公社と一回協議をしております。また、明日も駐車場の関係なりで、京都府のほうと協議をすることとなっておりますが、もうちょっと区画線の処理なり、空いたスペースを利用して駐車スペースをふやしていくような検討をしていこうということで、お話を聞いておりますので、またその結果、駐車スペースが増えるということになるかもしれませんが、今のところはまだこれといった対応につきましては、決まっておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 次に、障がい者の方の車いすの問題でございますけれど、大変そういうご不便をおかけしたこと申しわけなく思っているところであります。対応といたしましては、車いすを施設内のほうに常時準備はさせていただいているところです。ただ、声をかけていただくとかそういうことでの対応ということで、現在なっているところであります。もう少し事務所にご連絡をいただきたいというような表示とか、そういうものももう少し工夫が必要かなと思っておりますので、指定管理者のほうにまたそういうものを伝えまして、態勢を整えましていきたいというように思っております。

次の従業員の健康管理でございます。先ほど町長からも答弁がございましたように、コンビニのコーナーにつきましては、夜12時までということでございましたので、夏休み、お盆等がありましたので、コンビニのところが開いておりますので、お土産コーナー、農産物の販売所のところに、なかなかお客さんが途切れないというような状況になっておりました。そのコーナーについては8時までということになっておりましたけれども、そういう分では全体的に職員の皆さんが、かなりフルで対応していただいたという実態がございました。

したがって、一つは健康管理というところで今回時間の短縮をしたということで、まずは対応したということでございます。あわせて、緊急的に従業員の募集ということも呼びかけをされておりますけれども、なかなか時期的な問題もありまして、従業員がすぐ確保できているという状況にはありません。引き続き、従業員の確保に向けまして、求人募集も積極的にされているところでございます。ということで、当面はそういう体制のもとに従業員の健康管理をされているというふうに聞いているところであります。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） この管理業務につきましては、道路公社とルーフゲートの間で役割分担をされておるといことになるんですけど、お客さんにすればどこがどのような役割を、業務分担をしようと、言ってみれば関係ないわけですし、町の玄関口としてのイメージアップのためにも、やはりきめ細かな配慮をしていただきますように、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それと、もう一点関連いたしまして、当初予算ではですね、年間の入場者数が大体55万人と、売り上げが5億6,000万円、波及効果は22億3,000万円というようなことで、数字的に聞いておるんですが、開業2カ月を経過しようとする現時点ではですね、年間の目標はどれぐらいと想定をされているのか、町長にお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、改めて計画数字ちょっと聞いたのですが、大体商いとしては倍ぐらいいくんじゃないかというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、倍というような試算を聞いたわけなんですけど、当初ですね、この事業を建設する場合、約18億円ほど建設費用かかっておるんですが、うち国の交付金やら、また過疎債等を利用したということで、町の持ち出しが極力抑える中で建設がされてきた経過があるわけなんですけど、そういう中で今般、ルーフゲート株式会社に15年間の指定管理契約を結んで使用していただいておりますが、年間の使用料収入、町へ納めていただく収入が、初年度は2,500万円ということで、固定費と定額とそれから変動分ということがあるんですけども、一定こう当面の間は、毎年2,500万円は町の方へ入ってくるということで、町財政にも大きく貢献をされるであろうというふうに考えるわけなんですけど、そこで今後の収支、どのように考えておられるのかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 今後の収支でございますけれど、まだ1カ月少々ですので、全体的にはまだ繁忙期が過ぎたところで、今も少し落ちついているような状況もありますので、全体的な試算としてはまだその様子を見ながらということで、思っているところであります。

ただ、先ほど議員からもありましたように、経済効果という分に関しましては、一定京都府の各生産分野ごとに行われております経済波及効果のデータをもとに算出をいたしますと、京都府全体としても現在1カ月当たりで2億5,000万円辺りの波及効果ということになっております。売り上げにいたしましても、また1カ月当たりで2億円程度は売り上げがあったという実績ですので、そういうことから鑑みますと、固定分につきましては2,000万円というふうに決まっておりますし、売り上げの1%が変動分ということになりますので、かなり計画よりもいい状況になっていくんじゃないかなというふうに考えているところであります。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 次に、3点目にですね、町内にはそのほかにも3つの道の駅があるわけなんですけど、「丹波マーケス」それから瑞穂の里「さらびき」、和知の「和」と3つありますが、それぞれの入場者の状況につきまして、一定先般、京都新聞などにもそのような

入場者の状況等が記載をされておりましたけれど、改めて今の状況をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 7月18日から8月17日までの1カ月の状況ですが、前年比で「丹波マーケス」が85.3%、瑞穂の里「さらびき」が121.3%、「和」が71.9%の来場者でした。縦貫道が開通しまして交通量が変化し、「丹波マーケス」と「和」で来場者が減少しております。反対に「さらびき」では、京丹波みずほインターの設置効果により、来場者が増えたと考えております。

いずれにしても、1カ月間のみデータですので、今後の推移を見守ってまいります。道の駅の入場者は、基本的に交通量の増減に比例すると思います。しかし、それぞれの道の駅の魅力を発信して、目的地となることにより来場者、来場数の減少が緩和されるというふうにも考えております。また、道の駅連絡会議において課題の洗い出しや対応の検討、周遊を促す連携キャンペーン等の検討を進めてまいります。

なお、縦貫道開通直前に道の駅「京丹波 味夢の里」の始動により、4つの道の駅が連携する割引キャンペーン等の広告宣伝を行いました。また、各インターチェンジ付近での案内看板の設置を含めまして、既存の道の駅への誘導を図る方策を引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、それぞれ道の駅の入場者の状況等をお聞きしたんですけれど、現状、来場者の増減など大変明暗がこう分かれておるといことなんですが、今も町長のほうから、ちょっと次の答弁もしていただいたようなんですが、町内4つの駅がやはり連携をして、連絡協議会等をつくっておられるようですが、それぞれがやはり特徴ある施設としてですね、やはり相乗効果を発揮できるそういう施策というのが必要になってこようというふうに思いますが、改めて今後の対応策と運営方針をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平たく言って見守っている一つの施設ですので、株主として、あるいは補助をしているという施設として、しっかりと今言うてもらったとおりですね、多少の特質が、27号線に沿ってある「和」の特質というものがありますし、173号線に対応しているというのか、そういう道の駅「さらびき」なんかも一つのほかにない特質を持っています。「丹波マーケス」も持っているということで、そうしたそれぞれの施設の特質をしっかりと今

後生かしてですね、そして地元の方にまず愛される施設、また通行される人に立ち寄ってみたいと、あるいは目的として行きたいというような施設になるようにですね、しっかりと行政としても連携していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 4点目にですね、道の駅「京丹波 味夢の里」は、お客さんが京丹波町を素通りしないように、あわせて町の中心部への誘導により、交流人口を図っていく、そういう発信基地として整備をしたものであります。そのためにはですね、やはり自然運動公園へ通じる町道改良、今、計画もしていただいておりますが、その早期完成と、あわせて町長が構想を温めておられますスマートインターチェンジの設置がぜひとも必要というふうに考えますが、町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波パーキングエリアのスマートインターチェンジ設置でございますけれど、丹波自然運動公園に直結し、町内周遊の新たな玄関口とするために、必要不可欠であると考えております。設置には費用対効果や料金収入による採算性を満たす必要がありますので、今後は丹波自然運動公園のトレーニングセンター完成を機に、利用者の誘客を一層図るとともに、開通後の京丹波パーキングエリアの駐車台数調査や交通量調査等も行われておりますので、道路利用者の利便性の確保の観点からも引き続き設置に向けて要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 昨年的一般質問で、スマートインターチェンジの設置には車両台数の問題などですね、費用対効果が見込めないというようなことから、現状では採算性が満たさない、そういうようなことで設置が難しいというようなことを言われておったのですが、今後の運動が不可欠やなということで、今、私も思っておるのですが、あわせてですね、京都府なり国交省の見解、どのような見解を持っておられるのかお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国交省の見解とか、京都府の見解ということになると、非常に答弁しにくいんですけど、そこで一緒にこの事業に携わっていただいた幹部職員含めてですね、特に幹部職員は「これは絶対必要やと、ここは。」と異口同音に意思表示をしてもらってます。たまたま制度がないということで、非常に今困っているというのが現状ではないかと思

っております。何とかその辺を必要だということで、今さっき申しました数値的なことをクリアして、一刻も早く設置してもらおうように、今後とも頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今後とも導入に向けて、運動していかなきゃならんというふうに考えるところであります。

一番目のほうの最後に、ちょっとまとめのことで町長にお尋ねをしたいというふうに思うわけなんですけど、縦貫道の開通に当たりまして、いろいろとこう反省すべき点、また改善すべき課題も出てきたというふうに考えるわけですけども、まずは上々の滑り出しではなからうかというふうに考えます。

今後、一年を通してどうなのか、慎重に利用状況等を見きわめるそういう必要もあるというふうに思いますが、ただ、今ははっきり言えることは、やはり何もしないで高速道路の開通を下からこう眺めていたのではですね、京丹波町が単なる通過の町になる。京丹波町が誰の記憶にも残らない通過の町の一地点にすぎないであろうというようなことは、容易に判断ができるというふうに考えます。

そこでですね、開通今日2カ月弱が経過したところでございますけれど、この事業ですね、やはり成否というのを論じるのはまだちょっと早計かというふうに思いますけれど、事業誘致を決断された町長の今の胸の内ですね、それとあわせて本事業を通しての今後のまちづくり構想について、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都縦貫自動車道が平成26年度中に全線開通するというのは、早くから予定されていまして、それに合わせて今、実現しましたけれど、振興拠点施設をですね建設したいという思いを持ってました。で、そのことで京都府とかあるいは道路公社、あるいは国土交通省等関係機関に要望活動をしてきたわけですけど、おかげさんでそのことを認めてもらって、ああいう道の駅「京丹波 味夢の里」ということになって、そして多分協力して下さっていた皆さんもですね、あれほど繁盛するというふうには予想していらっしゃらなかったなということを、一緒に立っと思って感じました。

そうかいうて、私自身は縦貫自動車道というものが出現するとですね、一番ある面で言うたら、この京丹波町は打撃を受けるという、悪い影響は出るというふうに危機感というものを相当抱いていたということで、何とか縦貫自動車道が開通するときに、そこに振興拠点施

設を持って行ったらですね、プラスマイナス最低ゼロになるのではないかというふうに思っていました。普通、吉と出るか凶と出るかとか言うのですが、私は大吉と出るか、小吉ぐらいかというふうに思ってたんです。それがおかげさんで、現状では大吉に出てるなという印象であります。

このことをこれからも維持するというのは、町民の総力だというふうに私は思っていますね。だから、できるだけ町民の皆さんに多く、まず足を運んでいただいて、体感していただいいてですね、これは大事なもんなんやなということで、そのことによってほかの総会が1回ありましたね。北陸新幹線と山陰、園部、綾部間の複線化と、そして縦貫4車線化という要望活動のときに、副知事が、名前出しませんが見えてですね、これだけ出口がはっきりしてくると生産がおのずから促されるというような挨拶が、一言があったんですけど、私もいつも言うているように、卵が先か鶏が先かという論で言うと、行政としてできることはですね、ああいう一つの売り場をつくるのが、実際生産者とか製造者の意欲につながるというふうに信じてましたので、これからも多くの皆さんにあの施設を活用してもらおうということが、まず通行客にとってですね、利便の向上になると、そのことで京丹波町も栄えるというような施設じゃないかというふうに理解しています。

もうありのまま言うて、町長とかそういうことやなしに、人間としてですね、おかげさんでああいう施設をつくらせてもらって、そしてそれが多くの皆さんの利便の向上に役立っているということを目の当たりにして、大変喜んでおります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） ありがとうございます。

続きまして、2番目の質問事項ですが、2番目といたしましては、京丹波町合併10周年の検証と、今後のまちづくりについてと題しまして、質問したいというふうに思います。

去る7月18日の、今も言いましたように京都縦貫自動車道の全線開通という歴史的な年に、京丹波町は本年10月合併10周年という記念すべき節目の年を迎えることになりました。本年を契機に、本町がさらに一体化となりまして、町民の皆さんが平和で安心安全に暮らせるよう願うものであります。そういう願いのもとに、以下、5項目について町長にお尋ねをいたします。

まず一つ目は、本町の人口問題であります。このことは以前の一般質問でも取り上げておられましたけれど、改めて町長にお尋ねをいたします。

平成19年に策定の町の総合計画では、合併時における国勢調査人口1万6,800人を

10年後の平成28年度には1万8,000人、そして将来人口を2万3,000人として目標を定めておりますけれど、本年ですね7月時点での本町人口は1万5,300人ということで、年々減少傾向にあります。

そこで、合併時における10年後の人口推計が大幅に落ち込んだ要因はどこにあるとお考えであるのか。まあ人口の増減というのが、その自治体の魅力とか、また元気度をあらわす物差しとして、一つの大きなバロメーターとなるものでありますけれども、第2次の総合計画を策定するに当たって、今日の本町の現状をどのように総括されているのか、今日までの到達度についてもお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の場合、合併後は自然増減あるいは社会増減含めまして、毎年約200人ずつ減少している現状であります。平成22年の国勢調査では、1万5,732人となっております。平成19年に策定しました京丹波町総合計画では、人口目標を1万8,000人として各種施策を推進してまいりましたが、少子化や転出抑制に歯どめがかからず、人口減少が続く要因となっていると考えております。

先の臨時会で議決いただきました高校生等の医療費助成などを初め、出産から子育てなどの手厚い支援策の継続や、食をテーマとした観光交流のさらなる推進、空き家の活用など、地域創生をきっかけとして定住対策や経済環境の整備等を次期総合計画の主要プロジェクトとして進め、人口の減少を少しでも食い止めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 日本創生会議のですね、いわゆる増田レポートと言われておりますけれども、それによりますと今後30年間で、京丹波町の人口が半減するというふうに言われております。当然のことながら、何もせずにただ指をくわえていたのではですね、自然と人口が減少していくというのが共通の認識であろうというふうに考えるところですが、そのような中、本年京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略の審議会が立ち上げられまして、先ほど人口問題の研究所のですね、そういうデータをもとに人口ビジョンを策定されつつあるというようなことで、先般も議会のほうに中間報告というようなことで、ご報告をいただいたところですが、町長はですね、先般3月定例議会の一般質問で、創生会議の数値というのが統計上の数値であって、推計であって、本町ではそのような危惧は当てはまらないと、むしろ本町の将来人口は増加するであろう、流出人口をいかに食い止めて増加に転じていくのか、夢を持ってまちづくりに頑張りたいというふうに答弁をされております。

そこでですね、人口増に向けての寺尾町長の考えのキーポイントは何であるというふうに考えておられるのか、町長の目指す京丹波町の将来像をですね、改めてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 増えると言うと、かなりオーバーな答弁をしとるなと思って聞かせてもらったんですが、人口減少というのは別に京丹波町とか京都府に限ったことやなしに、日本列島人口減少に突入した、人口減少の方向に突入しているわけですね。で、その中に東京一極集中とか、都市部へ依然人口が流入しているという現実もあります。そうした基本的な問題はあるんですけど、京丹波町でやっぱり国から言われるとか、京都府から言われるじやなしに、独自のまちづくりをせんことには、やっぱり人口減少を最小限に食い止めるということすら難しいということを、3月議会で答弁しているんだと思うんですけど、そのためにはやっぱり食料品というものをしっかりと確保するということが大事です。で、もう何回でも言うてますけれど、どこを行ってもですね、米が売れるような町にならんとあかんということは、私の一つの持論です。誰と出会っても、米が売れる町にせんとかあかんと、それは何でという、主食ということで、これを大事にせんとか日本の文化そのものが崩れていくという思いで、いろいろな人にいろいろな形で、言葉で米をしっかりと大事にしようという話をしていると思います。

2つ目が、やっぱり森林政策だというふうに思っています。山とか林業とか、そういう表現しますけれど、木をしっかりと活用した町にしていくということは、京丹波町にとって大事だという認識でおります。

それと時流というのかね、今の時代に即したまちづくりとしては、この京丹波町という町の立地ですね。ちょうど大消費地の京阪神といわれる京都、大阪、神戸から東京で、接近できるというのか、来てもらえる京丹波町の立地を生かしたまちづくりを、やっぱりしていく必要があるというふうに思っています。

そういう視点で、そういうことを基本に置いてまちづくりをしていったとしたら、必ずよい町やなということで、のぞいてみようかと、行ってみようかと、ちょっと住んでみようかということに結びつくのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 2点目の質問なんですが、合併に当たってですね、やはり行財政基盤の確立ということが、いわば最大の合併目的であったわけなんですが、行政経費につま

してもですね、人件費等なども一定程度圧縮をされまして、財政面においては一定の効果があつたというふうに考えております。

また、合併の結果、物事をですね、やはりより広い視野で考えるそういう意識も徐々に醸成されてまいりまして、地域間の連携も生まれておるといふふうに考えます。

そこで、改めてですね、どのような施策のもとに合併効果がもたらされてきたのか、10年間でなし得た施策につきまして、町長にお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 市町村合併につきましては過疎、あるいは少子高齢化の進行と厳しい財政状況の中で社会情勢の著しい変化や、地方分権時代へ対応していくことが目的とされておりました。本町の合併の効果としましては、まず行政のスリム化、効率化が果たされたと考えております。

端的の例で言いますと、合併前の平成17年4月1日現在の3町合計職員数ですが、382人に対しまして、平成27年4月1日現在、職員数は279人まで削減されております。また、当然人件費につきましても大きく削減されております。また、物件費につきましても、合併後5年間は大きな減少が見られ、合併の効果による大部分が、そうしたことは合併による効果によるものが大きいと考えております。

また、合併後の財政指標等の推移を見ましても、地方債残高は減少、基金残高は増加、財政健全化指標等は大きく改善しております。合併が財政基盤の強化に寄与しているものと考えられます。行政サービスの拡充という点で代表的な施策としては、京丹波町立医療機関における常勤医師の確保に関しまして、各関係機関の協力もあり平成24年度3名の医師を迎えることができました。また、旧町から引き継いでおりました南丹・京丹波地区土地開発公社の先行取得用地について、平成17年度で約23億円だった債務残高を、計画的に土地の買い戻しをすることによりまして、平成26年度に全保有土地の買い戻しを完了したことにより、債務解消をいたしました。

町営バス事業は、旧丹波町にはなかったわけですが、合併により運行されるようになり、また旧瑞穂町で実施しておりましたCATV事業の全町域への拡大、旧和知町で実施しておりました中学校給食の全町域への拡大といった充実した施策を新町域に広げることができたということが挙げられます。

特に給食につきましては、瑞穂の給食センターから蒲生野中学校に給食を配送するという旧町の枠組みを超えた取り組みでありまして、合併したからこそ効率的に実現できたと考えております。

このように旧町単位でなく、広域な新町の枠組みで事業計画を立てることで、行政サービスの拡充につながっているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 3点目に、市町村合併は単なる財政問題などの解消のためだけでなく、自治体の真の自立とか、また行政基盤の確立を目指した第一歩であったわけですが、そのためにですね、国は合併自治体への支援をさまざまな形で行ってまいっております、その一つが合併特例債でありまして、また普通交付税の算定の特例、いわゆる合併特例債、合併算定替の財政支援であります。

そこでですね、合併における、合併による特典でありました合併特例債の発行限度額等、同債の発行済み額、また今後発行を予定している事業はどのようなものがあるのか、お尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 合併特例債の発行限度額ですが、基金分は15億4,180万円、建設事業分は84億2,860万円で、合計が99億7,040万円となっております。発行額ですが、発行額は平成27年度借り入れ予定分までで申し上げますと、基金分では限度額と同額の15億4,180万円、建設事業分では13億7,370万円となります。残りの発行可能額は、建設事業分のみで70億5,490万円となる見込みです。次年度以降は、今年度引き続き道路や学校の大規模改修への活用が見込まれます。また、新庁舎建設につきましても、過疎債など他の有利な地方債が使えない施設であることから、合併特例債を活用していくこととなると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 町長は、先の一般質問におきましてですね、今、話が出てました庁舎建設の関係なんですが、第2期の京丹波町の総合計画で中に盛り込んでいきたいというようなことで答弁をされておりますが、合併後10年という区切りの年を迎えた中で、合併特例期間が5年間延長をされてまいりました。この期間中に本町拠点施設としての庁舎建設について、具体的な方針を総合計画等に明示すべきやというふうに考えますが、改めてもう一度答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 合併特例債が活用できる期間がですね、平成32年までであることか

ら、第2次総合計画には、まちづくりの拠点となる庁舎建設について盛り込んでいただきたいと思いますと考えております。

まず、内部で協議を進めまして、町民の皆さんのご意見を聞きながら、町民目線に立った庁舎を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 最後に5点目ですが、畑川ダムによる安定した水の確保だとか、京都縦貫自動車道の全線開通を町の活性化、とりわけ企業誘致の弾みにしたいというふうな期待もあるわけなんですけど、企業誘致の現状と取り組みの状況ですね、それについてお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都縦貫自動車道の全線開通、あるいは畑川ダムなど、企業誘致の畑川ダムが完成したということなど、企業誘致の好条件が一定整ったことから、そうしたインフラ面の充実や、京阪神からのアクセス向上、加えて大規模災害リスクの少なさ、そして何よりも京丹波あるいは京都丹波といった地名やネーミングが、商品イメージや企業の戦略として活用できるなど、そうした立地のメリットをPRし、企業誘致に取り組んでおります。

具体的には今年度、一般財団法人電源地域振興センターの企業誘致支援サービス事業を活用しまして、全国の企業約1万1,000社を対象に、工場立地アンケート調査を実施し、その中でも特に食品産業や木材産業分野の起業の工場立地の情報収集に努めていきたいと考えております。

また、金融機関等へのPR活動などによって、取引先企業の工場立地情報をいち早く収集できるようにネットワークの構築に努めておりますし、そうした地道な活動から情報をいただけるようにもなっております。

こうした活動の中から、最近、農業事業に進出している企業から、京丹波町に立地したいという引き合いがありましたので、現在、誘致に向けて具体的な協議を進めております。協議中ということで、現段階で具体的な企業名等をご紹介できないわけですが、一定協議がまとまりましたら、またご報告したいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 企業はですね、工場の立地先を決める最大の要因というのが、交通アクセスのよさ、それから用地の確保というようなことが言われておまして、縦貫道の開

通によりですね、今後一層それぞれの市町村間で企業の誘致合戦が激しくなってくるであろうというふうに考えます。

まずはですね、やはり他町に先んじて、町の売り込み等積極的な対応というのにも必要になっていくことであろうというふうに考えます。町長始め副町長も先頭に立ってこう企業訪問等行っていただいております、誘致のPRにも努めていただいておりますけれども、町の将来を考えるとときに、発展を考えるとときに、やはり企業誘致というのが雇用の拡大やとか、若者定住にとってなくてはならぬ施策であろうというふうに考えます。

そこでですね、改めて企業誘致へ向けての現在の手応えはどうか、町長にお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと関係ないんですけど、私も舞鶴からずっと通って、27号線使っておったんですけど、1週間ほど前ちょっと時間空いたさかいに、由良川パーキングエリアまでちょっと行きました。その際、こちらから舞鶴向かいますとね、綾部の27号のちょっとした丘の稜線が全部工業団地になっている。で、右側に住宅団地が桜が丘団地ってあった、これももうほとんど詰まっているというのを目の当たりにして、すごいなというふうに思いました。ご承知だと思いますけれど、林田知事がね、綾部出身の方で一番最後にずっと大きい土産としてああいう施策が打ち出されたんですけど、それが現実化してるといことで、羨ましく思ったんですけど、羨ましい思っておっても仕方ないんで、京丹波町は独自に人が、今も「京丹波 味夢の里」と言ってますけれど、京丹波町が設置しているさかいに企業誘致という視点はないんですけど、あれだけ働く場所ができてね、働く人が来てくれはらへんという現実。で、工場誘致も京丹波町持ってないんですけど、いっぱい土地はあるということで、今やっています。

先ほど申しました農業法人も来てくれるだろうと思っているし、それ以外にもこの京丹波町の土地を活用したいという話は、ほかにも2件聞いてます。それにある程度対応したような土地開発をきちっと、用地整備をしたいという、そんな思いであります。いずれにしても京丹波町に合ったその相手というかな、全然京丹波町と肌の合わん人に来てもらたうまくいかんというふうに思ってますので、よい話やなということで、農業法人以外にも2つほど情報としては入ってきているということです。ぜひ来てほしいなと思ってます。多分、来てくれるようになったら、みんなもろ手を挙げて喜んでくれはるやろうなと、そんな思いであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山内武夫君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。11時まで。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、村山良夫君の発言を許可します。

村山君。

○13番（村山良夫君） 議長のお許しを得ましたので、かねて提出しております一般質問通告書に基づきまして、平成27年第3回定例会における私の一般質問を行いたいと、このように思います。

一般質問を始めるに当たり、議長にお願いがあります。質問の内容の関連性についての判断は、答弁者でなく議長の裁量でお願いをしないと、このように思います。どうぞよろしくお願いします。

では、早速ながら前回定例会に引き続きまして、町立病院の課題について、経理処理面と病院運用面の2点に絞ってお伺いをしたいと思います。まず、一点目は会計処理の課題であります。

過去幾度もその改善を指摘しております過年度分損益勘定留保資金、以後、略して留保資金とこう言いたいと思うのですが、に関連して生じる課題であります。

留保資金は、年々積み立てられというのですか、積み上げられまして26年度決算では、5億4,300万円、病院が借金をしております公債の50%を超えております。それほど大きな金額になっておりまして、結果面で言えばどういいますか、半分の金利は要らない、いわゆる両建て預金になっているという現状でございます。このような課題というのですか、問題点につきまして、次の点をお伺いしたいと思います。

26年度末の決算ですか、26年度決算における公債費の支払利息は約2,000万円になりますが、預け入れしているいわゆる留保金の預金金利は幾らになるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 過年度分損益勘定留保資金のみの預金というのはなく、病院事業会計

は一つの口座で管理しております。平成26年度の全体での利息は54万6,189円であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 次に、公債いわゆる借金ですけれど、26年度決算期末で会計処理が変わりましたので、長期分と短期分に分けてあるようですが、合計で約9億6,000万円になります。先ほどお話ししましたように、留保資金は5億数千万円ということで、いわゆる借金の約半分になります。ということは、この26年度決算書のとおり2,000万円余りの借り入れ金利を払っているんですけど、反対の預金金利は50万円ということで、ほぼゼロに近い。ということは、逆に言えば支払利息50%の1,000万円余りは、無駄な経費が支払われていることにならないかどうか、お聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の指定金融機関においては両建て預金による運用、資産運用は行っていないということです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） そうすると、極端に言えば、半分の5億円という預金があって、約10億円ですね、の借金というのですか、がある。極端に言えば10億円の金利をほぼ2%で払って、2,000万円ほど払っているわけですけども、いわゆる留保資金の5億円を差引けば、5億円の金利を払ったらよいということで、私が今お聞きしたのは、1,000万円ほどが無駄な経費になっているのと違うかということをお聞きしているんですけど、再度質問いたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 議員さんのほうでもありましたように、いわゆる借り入れの金利としてお返しをしている段階であります。そうしたいわゆる一定のルールの中で、公債の返還を行っておるといようなことでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） ちゃんと答えてもらえないので、押し問答になっても仕方ありませんので、次の質問したいと思うのですが、この借金の引受先というのですか、は、どこになるのかということと、留保資金は全部病院として預金をしているということですが、これはどこに入っているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 公債の引受先は、平成26年度決算書にも記載しておりますが、公営企業金融公庫と政府資金です。また病院事業会計の取り扱い金融機関は京都銀行でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 町長、今、決算書に記載がしてあるとおっしゃいましたけれど、決算書には公営企業金融公庫とこう記載してあります。で、公営企業金融公庫というのは、2008年に解散をして、今、町長がおっしゃった形に変わっているというように思うのですが、決算書の記載は間違っているということですか。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 決算書に明記しておりますのは、当初借り入れしたときの、いわゆる39ページ、40ページのところに書いてあるものをおっしゃるとるんだと思うんですけど、旧町時代ここでお借りになりまして、公営企業金融公庫ということで、こちら掲載をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今まで提出資料につきましてはですね、非常に細かいことでもわざわざ差し替えたりしていただいています。今の話によりますとね、そしたら今度、合併しましたら、例えば京丹波町とか、瑞穂町とかいうような表現をするのか、やっぱりその事業を引き継いでいる企業の名前をね、入れるべきやと思うんですよ。旧のままで書いておられること自身が、本当の経理処理がちゃんとわかってるのかなというような気がします。これは指摘だけにしておきます。できれば訂正をしてもらったほうがいいと思います。

次に、いわゆる無駄にはなっていないということですので、言っても仕方のないことかもわかりませんが、26年度が約1,000万円です。私がこのこと無駄を指摘してから5年ほど経過するんですけども、5年間で留保資金の累積した金額に2%を掛けますと約4,500万円の利息を払っている、自分のお金に金利を払っている結果になっています。このことによって、預金を預けてもらっている金融機関は恩恵をこうむっている。その反面、町民は無駄な税金の負担をされているということになると思うんですが、非常に4,500万円といたしますと重大なことだと思うのですが、どのように思われますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほどの質問で回答しましたとおり、取扱金融機関が恩恵を受けるような資産運用は行っておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） それはそれでいいとして、そしたら今申し上げましたように、5年間で4,500万円の留保資金がもしもなかったとして、その分が借金の公債費に相殺されていたと仮定しますと、4,500万円の金利は支払う必要はなかったというように理解をしていただけたらと思うのです。

そういう中で、この留保資金の問題点がどこにあるのか、なぜこういう問題が起きるのか、またいつまで続くのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 今のお問い合わせでございますが、留保資金そのものに、これも議員ご存じのとおり、公営企業会計の中では4条から発生したものが3条のほうへ行き、減価償却をし、一定のルールになっておるわけでございます。それは十分ご存じだと思うんですけども、その中での将来へ向けての、これらが新しく設備投資をされていくときに使われていくわけですから、そのときに補填として損益勘定留保資金を使うわけでございますので、この一定のルールに従いまして、我々は病院として進めさせていただくようなことでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 全部答えてくださいよ。なぜ起きるのかということと、いつまで続くのかということについてお聞きします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） まず、1点目のなぜ起こるかといいますと、これは先ほど申しましたとおり、この公営企業会計のルールで、4条予算でいわゆる資本的収支の支出をして、それが3条のほうで減価償却で戻ってまいります。そして費用化をされるということでございます。

いつまで続くのかということですが、将来に、このような病院あるいは診療所も建ってリニューアルして10年以上経過しております。今後、このようなものに対して設備の修繕、あるいは維持管理、こうしたものが必ず必要となってまいります。そのときに、また4条の資本的収支のほうにおきまして予算の計上等が考えられますので、その費用が繰り

返し続いていくものと思われます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） いつまで続くのかということをお聞きしているのです。平成何年まで続くんですか。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） その年限につきましては、これからまた今申しました将来的な計画の中で動いていきますので、いつまでという明確な年月の数字については、この場でお答えすることはできませんので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 最悪と言うんですか、そういう病院の建物等の建築が関係なかったとしますと、病棟等の施設をするときに借り入れた起債、これの最終年度は平成44年3月です。だから16年強、これからかかるということです。毎年1,000万円のそういう利息の負担が起きるとしたら、既に4億5,000万円、それにプラスこれから1億6,000万円起きていくということになるんですが、その辺のことは本当にわかってもらっているかどうか。ルール、ルールとおっしゃいますけども、無駄なことはルールを変更してでもやるべきだと思います。

それともう1点、ルールでとおっしゃってるけども、生じる原因というのはもうわかっておられると思うんですが、病院が借金をして、その返済金を一般会計から繰り入れてるわけです。だから、減価償却との差額が留保資金として積み上がっていくのが大きな原因だと思うんです。ということは、逆に言えば、今ある起債を町が肩がわりをして建物を貸すというような形にする改善策といますか、これから合計しますと2億円近い金利の無駄を解消することについて、真摯に受け止めて考える気はないのかどうか、検討されたのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 損益勘定留保資金は、減価償却費等を費用化することで結果的に発生するものでありまして、そのまま病院会計に留保され、日々の現金に含まれた扱いとなっております。それらは、今後の病院や診療所の老朽化する機器、設備類等の維持管理や再投資等に際して、それらに充当する資金が不足する場合に、4条予算の補填財源として充当されていくことになるものです。このとき初めて現金から損益勘定留保資金という名目で補填の支出を行うことになるものです。

なお、今後の設備投資につきましては、留保資金の活用を検討するとともに、公債の償還につきましても、財務状況を考慮しながら、一部繰上償還の財源として活用を検討し、費用負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） ちょっと私が質問していることと違うように思うんですけども、今申し上げましたように、病院が借金を起こして、その返済を一般会計から返済資金として繰り入れています。これを繰入資本金勘定に挙げています。その反対側に入れたものから減価償却を引いた残りが留保資金として残ってきているわけです。だから、毎年平均的にしますと四、五千万円ずつ一定積み上げられていく。これから、病院のためにした借金は期限が、44年というのは平成44年だと思うんですが3月になっていて、16年ほどあると。そうすると、既に4,500万円、これから1億6,000万円、合計2,000万円のみすみずみ自分の金でありながら金利を払っていくのかと。

それがルールやから仕方ないと言うて改善をしないのかということについて、私は非常に疑問を覚えました。というのは、町の財政が非常に潤沢であればこれでいいと思うんですけども、正直なところ非常に厳しくなりました。例えば、国保の運営資金にしても、将来、一般会計から補填しなければならないようなことが起きてくるわけです。そうすると、年間1,000万円ずつ補填ができていけば、国保の加入者の人は非常に助かるわけです。だから、片一方でルールやルールやということで検討しないということは、私は許されないと思います。

ここで私の一つの方法を提案しておきます。年々その留保資金が増加していくのは、今申し上げましたように、返済金を繰入資本金に入れているということが原因です。よって、その分の差額が留保資金として積み上げされていくわけです。だから、今ある病院の借金を、この際、町が全部肩がわりして、病院の返済負担をゼロにする。そうして留保資金と繰入資本金を相殺して両方消せば、この問題は解決するのではないかと思います。

今後は、設備投資を含めまして、病院の改築等も含めまして、もう一回一回病院が借金を起こすのではなしに、町が購入をしてそれを貸与するという形にしていけば、みすみすこれからも含めて相当な金利負担をしなければならない。必要な負担はいいんですけど、自分の金に金利を払っているというのは、こんな無駄なことはしなくていいと思います。答弁はしていただかなくてよろしいですけども、文句を言うだけと違うて提案もしておきますので、ぜひひとつ検討しておいてください。

その次に、病院の運用面についてお伺いしたいと思います。

地域包括ケアのいろいろなことに取り組んでおられることは非常に評価をしますし、私もそのことはわかっております。ただ、これから在宅介護は増えていくと思うんです。今は、在宅介護は介護だけの地域包括ケアということで取り組んでおられます。これは病院だけじゃないんですけども、本来の病院の在宅治療を考えていただくということが非常に大事やと思うんです。

だから、時間の関係もありまして要点だけで質問をしておきますけども、今後、在宅介護の家庭にとってみて、在宅で介護をしていただくのは今までどおりでいいんですけども、それにプラスしてやっぱり病気の治療もしていただく、そのためには往診治療が必要になってくるかと思うんです。そういうことについて取り組まれるかどうか、そういうつもりがあるかどうかをお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の地域包括ケアシステムの推進に向けて、町病院では平成24年度に地域連携室を設置しまして、在宅支援として訪問診察あるいは訪問看護、訪問リハビリ、病病連携、病院と診療所連携、施設連携等を主にしまして対応しております。平日の午後には、毎日、医師による訪問診察を実施しております。和知診療所でも同様の在宅支援事業を実施しまして、歯科診療所においても歯科医師の訪問診察を実施しています。

また、本人や家族のための相談窓口を設置し、入退院や転院の調査、あるいは在宅療養生活への対応を行っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） よくわかりました。

それで、ぜひお願いしておきたいのは、在宅介護ではなしに在宅治療に足を置いて、充実をしていただく病院経営をしていただきたいということを要望しておきます。

続きまして、通告書で出しております丹波地域開発の再建計画につきましてお聞きしたいと思います。

丹波地域開発の再建計画につきまして、その再建計画と、この前、経営支援ということで町の税金を投入いたしました。その費用対効果についてお聞きしたいと思います。

まず最初に、再建計画について次の点をお聞きしたいと思います。

26年度に土地を売却されましたというか、町が買い取りました。このことによって、売却損が、私が計算したところでは、簿価9億3,400万円の土地を2億8,200万円で

売りましたので、売却損が多分6億5,200万円出たと思うんですが、これでよろしいですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 固定資産売却損として6億5,277万1,149円計上されております。このことが、再建計画になっているかどうかは承知しておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） それで26年度中にこの6億5,200万円の分につきまして、いわゆる損金の処理をされています。これもされていると思うんですが、その大きなものは経営支援ということで町から出ました3億2,500万円余りが充たっていると思うのですが、それ以外にも何か出ておりますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 損金処理ってずばり言うてくれてはるんで、これ決算で多分損金処理を済ましていると思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 最終の26年度決算期末の、いわゆる売却損も含めまして、期中は利益になっていて、多分26年度は3,400万円の期中利益になっていると思うんですが、その分を入れまして6億5,200万円から3億2,500万円と期中の利益剰余金3,400万円、それから前年度繰越分の欠損分1,100万円、これを差し引きしますと、最終繰越欠損は2億9,400万円となると思うんですが、これでよろしいですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 計算されたんやと、そうだと思います。間違いないと思います。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 違ってるかもわかりませんので、何だったら一回やって検討していただいたらありがたいと思います。

次に、この売却損を含めまして繰越損失が2億9,400万円という多額になるわけです。この処理について、ちょっとこれから4点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目は、この2億9,400万円の損金の処理をどのような形でしていかれるのか、具体的な手段とか方法をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的に言うと、売却損の処理計画につきましては、その手段や方法等について会計事務所とも相談しながら検討されております。具体的に案がまとまったら、株主総会に提案があると聞いております。今回の損失については、土地の売却による含み損を計上されたもので、営業損益の累計によるものではなく特殊な事情、いわゆる第三セクター会社ならではの事情だと認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 資産の売却損というのは、第三セクターと違って、一般企業でも、特にバブルのときに購入した土地があるところでは、財政の健全さと言うんですか、透明感を図るためにわざわざ簿価評価をして、いわゆる損を計上しておられるところもありますので、第三セクターだけがそういうことが起こるということではないように思います。

それで、2億9,400万円の多額の繰り越し決算が、当然、税理士さんと相談されても、27年度中には済まないと思うんです。これを済ますということは非常に大変なことだと思うんですが、これは事務的なことはともかくとしまして、いつまでにこの2億9,400万円を回収するということにつきましては、経営のトップとして副町長は頭に入れておられると思いますし、そういう方針を役員会でも述べておられると思うのですが、いつまでに全部完了するご予定なのかお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 確かに今ご指摘のとおり、2億9,411万9,000何がしかの当期純損失金額を計上させていただいております。この処理につきましては、いつまでにといいことについては、まだ今のところ明確な方針は出しておりません。このことにつきまして、今、町長のほうからも答弁がございましたけども、うち顧問の公認会計士さん等と専門家としっかりと協議をして、今後の方針を立てていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 新体制になりましてから半年ほどたつわけですから、27年度も半分過ぎるわけですから、やはり少なくとも単年度の計画はちゃんと組んでおられても、また発表していただいてもよい時期でないかなと思います。

それで、先ほどから申し上げていますように、2億9,400万円の繰り越し欠損を消化する、企業努力だけでやっていくということは、私は至極のわざやないかなと思うんです。

その方法としまして、一つは、この前も申し上げましたように、シャープが検討しました

ように、損金を資本金の減資で補填するという方法があります。そういう意味で、今回の売却損に当たりまして、旧経営者や株主の責任を問うということで、しかるべき負担をしていただく、いわゆる減資に応じていただく、例えば、2分の1の50%はもう減資をして、その分を損金処理に充てるというようなお考えはないかをお聞きしたいと思います。これは町長でも社長さんでも結構です。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 経営に過去携わっておったということでちょっと答弁しておくんですが、先に特殊な事情という部分は、確かに民間会社でも当時の経営最高責任者が間違っ土地を買って、そして損を会社に与えるというようなことはあるんですけど、私が言った特殊なということは、京丹波町から土地が会社に移動しているということを1点絞って言うてますので、そのように理解をしてほしいと思います。

なお、減資にする必要、全然私はないと思っておるんです。多分2億9,400万円ですと、それを割ると大体2万円ぐらいは実際、株の評価は下がっていると思うんです。多分3万円ぐらいで表示しておるんやないかと。株主としては5万円で買ったものが、今は3万円に減っているという認識で、株主としての責めを果たしているのではないかと考えております。

それと、先に責任の話ですけれども、これも9月議会からずっと言うてますとおり、大株主である今は京丹波町、あるいは独立行政法人中小企業基盤整備機構等に、全て総会の議案について了解を得て執行してきていますので、そのことについてここの役員さんに責めを負わすのはちょっと過酷やないかという認識でおります。

それともう一つだけ、これはそれこそ新しい代表取締役に対して答えてもらわんなん部分ですけど、私も気持ちとしては、仮に3億円ほどのマイナスがあったら、ほどよいんやないかと思ってます。それぐらいないと、これから税金ばかり納めんような状況になる可能性があるんで、しっかりと経営をしてもらいたいと。作為的ではないんやけど、そういうふうにして経営をしてきてますので、ある時期。これから減価償却も減りますので、そういうものがあったもよいんやないかと認識しています。新しい社長がその辺は答弁してくれると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 今の町長のほうから答弁がございました。私も同感でございまして、この責任の所在につきましては、現体制の新しい執行体制ができ上がっておりますので、取締役さん全員としっかりと協議をして、私どものほうで責任があるという認識のもとに今後

努力をしまいいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 言葉じりをつかまえるようでもことに恐縮なんですけど、新役員の副町長以下で責任をとるとおっしゃっていただいているんですけども、その最後のツケは、現実問題としては町民に来るのとは違うんですか。その点だけ確認をしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） この丹波地域開発、今回、議会のほうで真摯に大激論をして、本当に大きな議論の中で公的資金の投入をしていただいて、そして今現在に至っておるわけでございます。ことについては心より感謝を申し上げたいし、町民の皆様方にもご理解を本当にお願ひして、ありがたい状況だと思っております。こういったことで、今後とも健全経営が図れるように、このことを肝に銘じて一生懸命頑張っておまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 確かに町長が先ほどおっしゃったように、欠損がありますと、利益が上がっても税金の支払いが少なくて済むというのは、ちょっと税法上わからないんですが、私は5年だと思っていたんですが、人に聞きますと9年間、発生してからできるということのようですので、それも一理あるとは思えます。思えますけども、次に質問をしようと思ってますその費用対効果、今度の6億700万円をやったために、1回の買い物で13円50銭ですか、1年目に効果がある。これは何でかという、テナント料が2,000万円ほど引き下げる、その効果が出るというお話でして、もしも税金を払わんなんほど利益があるんなら、テナント料を引き下げて、その分も町民に13円50銭と言わんと、1回の買物を50円とか100円とか、場合によっては200円の恩恵がこうむるようになっていただいたらいいわけですから、欠損をもって利益を税金の対象から外すというのは若干私は邪道でないかなと思えますし、ひとつ検討しておいていただきたいと思えます。

次に、先ほど申し上げましたように、6億700万円のいわゆる支援金額についてお聞きしたいと思います。この金額は、町民の血税で6,000世帯数で割りますと、1世帯10万円程度の負担になります。この費用対効果についてお伺ひしたいんですが、町長ほか理事者の方は、寺尾町長だけではなしにほかの自治体のトップの方も口によくされるんですが、行政において費用対効果を考えることはふさわしくないというようなことをおっしゃってる

方がありまして、私は費用対効果というのは利益を追求せえという意味で言っているのではなしに、投資した資金が本当に町民のためにどれだけ役に立っているのかということを検討する必要、これが費用対効果だと思って言っています。

特に町のナンバー２の副町長は、その費用対効果を行政は考えるべきでないというような意思が強いのかどうか知りませんが、公の場では費用対効果を追及する議員がいるでというようなお話をされているというようなことをちまたのうわさでお聞きしました。私は、これは間違っていると思うんです。今も申し上げたとおり、やっぱり税金を投入した事業は、その効果、町民にとってどれだけの恩恵があるか、効果があるかということを考えていくべきことだと思いますので、こういう費用対効果の検証というのは、民間企業でも行政でも重要視せないかんことだと思います。

そこで、今回の６億７００万円につきまして、町民がどのような恩恵を受けているのかどうかということを検証していきたいので、次の質問をしたいと思います。

まず最初に、この支援予算の審議会のときの説明や、また配付資料では、先ほど申し上げましたように、この支援で財政余力が２，０００万円ほど生じ、その分をテナント料の引き下げに充てられる。そうすると、町民は１回の買い物で、１回目は１３円５０銭、２回目以後は９７円の利益還元が受けられるというお話でしたけども、このことをするために２７年度にどのような事業計画を丹波地域開発が立てておられて、本当に具体的にそういう施策は推進できる、もう半年も経っているわけですから、体制ができていくのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） １年目１３．５円の利益還元ということにつきましては、今おっしゃったとおりで、２，０００万円の引き下げ分を、今、レジ通過客、２５年度は１４０万幾ばくかの来場者の方で割ると単純にそうなるということでございます。そういったことに少しでも効果を上げる必要があるなという６億７００万円の税を投入していただいた以上は、本当にサービス向上をする必要があるなということでございます。

ただし、それがすぐに一人頭１３．５円というような数字になってあらわれるものではないといたしましても、先ほど言いましたように、マークスも少しずつ変わってきたなという状況が現出させる必要があるかと思っております。そういった意味で、現在、会社側と各テナントの協議によりまして、テナントの引き下げ交渉を現在進めておるところでございますが、まだ今大詰めに来ておりますが、全部今決定し切ったという状況にはございません。なるべく早くこのテナント改定の引き下げの決定を見ていきたいと思って努力をしているとこ

るでございます。

また、この賃料改定と並行しまして、テナント会さんなんですが、さらに町民の皆さんに親しまれる施設として、あるいは利便性とかサービスの向上を目指しまして、新たな取り組みやサービスを今一生懸命考えていただいております。例えば、9月のこのシルバーウィークの連休のときに、新しい試みとして100円商店街なるものをやるべく、何回か今、テナントさんに協議をしていただいて、本当に最近住民のための必要な施設なんだということの再認識を住民の方にもしていただこうじゃないかということで、今、テナントさん自身の結束力が非常に高まっておるわけでございます、そういった意味で私は非常にうれしい状況だなと思っております。

そうしたことで、結果として住民の皆様方に還元されていくんだろうと私は大いに期待しているところでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今、社長であります副町長のほうからは、議会で説明がありました13.5円の1年目の効果については、難しいかもわからんというような話が、まだ半年ほどしかたっていないのにそういうお話がありまして、私もびっくりしているんですけども、これはこれで置いておいて、次のことをお聞きしたいんです。

今度、土地を買いましたね。そのことによって土地の賃貸料が年間で560万円ほど増加しております。それから、新役員体制をされまして、新役員さんを動員されました。その給与を加味しますと、1,000万円ぐらいそういう費用が増加するのではないかと。そうすると6億700万円の支援をしたことによって、2,000万円の余力が出たということになりますけども、もう既にその半分はこういう費用で要ってしまうことになるんじゃないかと。

この前の報告の中でも、社長兼副町長がおっしゃっていたように、テナントがやるべきことを丹波地域開発がやられるようなお話がありました。丹波地域開発というのは、基本的には業務というのは資産の運用会社ですので、できるだけ安いテナント料で、できるだけ多くのテナント社を増やすことによって、地域の活性化に結びつけるというのが仕事だと思うんです。そういう中で考えまして、今申し上げたように2,000万円の予定が1,000万円になる、これで本当にできるのかどうか、もう一遍確認をしておきます。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 丹波地域開発株式会社にとりましては、町への土地売却等お世話になりました。そうした経営の支援策があったわけでございますが、これによりまして高度化

資金を全額償還して、そして開業以来の経営上の大きな課題が解決できたところでございますので、総合的に考えますと、テナントの賃料引き下げが一定可能な状況になってきたということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 確かに丹波地域開発にとりましては、6億700万円の支援によりましてよくなったと思うんですが、これはあくまでも町民のお金ですから、町民の13円50銭が本当に効果がなかったらあかんし、それが第一だと思うんです。そういう観念で、ぜひこれからの経営に従事してほしいということを要請しておきます。

それから、京都縦貫自動車道が開通しましたことによって、お客さんの動向が変わったと思うんです。新聞によりますと、13.5%ということで、意外という言葉がおかしいですけど、影響が少なくて非常によかったと思っているんですけども、今後の動向をどう読んでおられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 私自身もこの縦貫自動車道の影響はどう出るか本当に心配もし、ちょっとハラハラしていたわけでございますが、議員が今おっしゃったように、今のところ大体想定の範囲内におさまっているというところで、ひとまず安堵はしておりますが、今後の京都縦貫自動車道の成り行きによって大きな影響もあろうかと思えます。まだまだ楽観は許されない部分があるんですが、そういったことも含めましてより一層、その地域の住民の皆様方が来ていただく、より集まっていたかく、より集まりやすい、そういう密着した地域の住民の皆様方に愛される要素をどんどん出していくべきであろうと私は思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） そういうことで縦貫のことによるお客さんの数というのは、13.5%以上に今後影響してくるんじゃないかと思えます。

それに加えてちょっと心配しますのは、あそこに入ってますマクドナルドです。業績不振ということで今年中に130店舗を閉鎖するというようなことを発表しています。丹波マーケスの中に入っている店舗の撤退とかいうお話はないのかどうか。これをお聞きしますのは、いわゆるテナントの数が減るとお客さんも来はらへん、来はらへんさかいにテナントが減るという悪循環、負の連鎖が起きる懸念を私はしているんですけども、マクドナルドの件も含めて、そういう負の連鎖は考えられないですか。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 本当におっしゃるとおり、テナントが減ると全くまずいわけで、負の連鎖に陥らないように、これはしっかりと今現在、これから食い止めなきゃならないと私も心に刻み込んでおるところでございますが、マクドナルドさん、今経営再建ということで全国的に厳しい状況に陥ってきているわけでございますが、今のところこのマーケス店につきましては、年内閉鎖の予定の店舗に入っていないということを確認いたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 最後に、先ほどから申し上げているように、非常に丹波地域開発の再建というのは難しいと思います。といいますのは、片一方では繰越損金を処理していくために利益を上げていかないかん、片一方ではテナントの人が活発に事業をするために、できるだけ安いテナント料にしないといかん。そうすることは、テナント料を下げたら利益が上がらない、テナント料を上げたら利益が上がるというこの相矛盾することを課題にしてやっていかなければならないということで、非常に難しい問題になっています。

そこで、これは心配と違くて、必要ならそうしたらいいと思うんですが、再建のためにいわゆる損金を減らして行って、テナントの人が活発に事業をしていただくために、さらなる税金の投入がないかどうかを最後に確認しまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 本当にご心配をしていただいております。うれしいなという思いでございます。

売却損の処理につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでございますけれども、この丹波マーケスというのが、将来にわたりまして町民の皆様の日常生活において必要不可欠な施設として持続していくためには、今おっしゃったように、テナントさんが本当に1店も退去することなしに、現状のまま一生懸命頑張ってください環境を整えていくことが非常に大事だろうと思っております。私どもとしては、テナントさんと一緒になって、一体になって、住民の皆様方に絶対に必要な施設なんだということを今後とも死守していきたいと思っております。

そして、賃料改定とあわせまして、会社にとって新たな収入源となる新規テナントの誘致活動の取り組みも積極的に行ってまいりたいし、実際に9月1日から、玄関の右側のところの空きスペースも市内の印刷屋さんに入らせていただいて、今のところスペースは全て埋まったというところでございますけれども、それでいいのかどうかということも含めて、全体的にレイアウトをテナントさん等とも話し合っ、もう少し細かな有効利用ができるんじゃないだろうか、効率化するにはどうしたらいいか、もちろん会社の経費削減についても最大限こ

れは努力しなければならない、そういったところで経営努力を一生懸命してまいりますので、今後の推移を見守っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） もう一度お聞きしておきたいのは、さらなる税金の投入はないかどうかだけお答えいただけますか。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 今も申し上げたとおりでございます。最大限努力することは当たり前のご話でございます。現状では考えていないということでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 時間がありませんのでなんですが、私なりに再建策を考えてきました。担当課長のほうにお話をしておきますので、参考になりましたらご検討ください。よろしくお願いします。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、村山良夫君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。1時15分まで。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

森田君。

○1番（森田幸子君） 1番、公明党の森田幸子でございます。

平成27年第3回定例会における私の一般質問を、通告に従いまして行ってまいります。

初めに、若者の活躍推進等について。

改正公職選挙法が6月19日に公布されました。施行日は公布から1年後の来年6月19日となります。これにより18歳選挙権は来年夏の参院選から適用される見通しで、高校3年生も含めた18歳、19歳の約240万人の若者が新たに有権者に加わることになり、1945年、昭和20年以来の70年ぶりの参政権拡大となります。

この間、公明党は45年以上も前から18歳選挙権の実現を訴えてきました。その最大の目的は、未来を担う若者の声を政治に反映させることにあります。調査可能な191カ国地域のうち92%に当たる176カ国地域が18歳以上となっています。18歳選挙権は、もはや国際標準であり、世界の潮流となっています。

実際に、18歳、19歳の若者が投票所に足を運ばなければ、選挙権年齢を下げても投票

に行かない有権者を増やすだけになってしまうことも考えられます。どうすれば若者の政治参加意識を高めていけるのかが大事な点であります。

そこでお尋ねします。本町の新有権者数をお伺いします。

また、大学生などは住民票を異動していないケースが多く、不在者投票が必要となります。その仕組みを熟知し、投票するには親子ともども意識を高く持つことが大事と考えますが、このような事前の取り組みなどの見解をお伺いします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 住民基本台帳によりますと、平成27年7月1日現在、町内における17歳及び18歳の人口は332人となっております。来夏の参議院選挙において、選挙権年齢の引き下げに伴い新たに選挙権を有することになる若者は、転入、転出等による増減がございますので、約300人程度であると思われまます。

また、不在者投票制度につきまして、ホームページで案内しているほか、選挙時にはチラシを配架するなど啓発を行っているところでございますが、今後も不在者投票制度の一層の周知を図るため、よりよい啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 今お答えいただきました不在者投票の仕組み熟知ということは、選挙近くになってでは、住民票を異動したりとかいろいろありまして遅いのではないかと。また、これからも啓発とかそういう仕組みの熟知に向けて考えるということなんですが、具体的にはどういったようなことを取り組んでいただけるのか、再度お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 選挙管理委員会といたしましては、そのことについて十分、今後検討させていただいて進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 今後十分検討していただいて、卒業生とか、3月まで早い目に取り組んでいただけないと、住民票の異動とかがありますので、その点よろしくお伺いいたします。

それから確認なんですが、18歳に到達する前後に大学など就学に伴う転居で、選挙人名簿の登録手続きがされずに選挙権行使ができないケースがこれまではありましたが、その点、改正ができていのかどうかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 学生などで転居、転出された場合なんですけども、基本的には住民票の異動によりまして、そこから3カ月なり4カ月というような要件がございますので、その要件に該当する方につきましては、こちらから通知等をさせていただきますし、また転出時あるいは転入時等におきましても、選挙の案内を同時にさせていただいているところがございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 今の言っていたことは、これまでもそういった説明があったのかどうかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 選挙直前の転出等につきましては、事前に窓口のほうで届けをされる際に説明をさせていただいているところがございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） よろしくお伺いいたします。

次、18歳選挙権成立に伴い、町民、新有権者に選挙に対する一層の啓発、周知が必要と考えますが、来年施行される参院選に向けての取り組みについてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 選挙年齢の引き下げにつきましては、非常に大きな改正であることから、若者に対して、また広く住民に対しても周知、啓発を図ることは大変重要な課題と考えております。選挙管理委員会といたしましては、選挙や政治への関心を高める機会と捉まえて、京都府選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会及び教育委員会と今後とも十分に連携を図り、広報・お知らせ版を活用し、新有権者に配慮した啓発を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 山梨県内にある大学の構内に投票所を設置された事例を抜粋して、少し紹介します。

大学構内に県議選1日と市議選1日のみの投票所設置をやっとの思いで実施できた。その中で思ったことは、各自治体に次のようなことをお願いしたいと。それは、住民票を異動しても成人式は地元で受けられますよなどの言葉を添えていただきたいとありました。というのは、成人式は地元で受けたいために住民票を移してなかった方もおられたそうです。

そして最後に、投票よりも本質的に大事だと思うことがあります。それは、若い世代一人

ひとりがこれからの社会をどのように考えて大事な1票を投じるのかという、若者の社会、政治へのかかわりを高めていく観点だと思います。そのためにも、今回の取り組みが山梨だけの一過性の話で終わるのではなく、多くの大学で、そして次の世代へと広がりを見せながら、若者が社会、政治にかかわる雰囲気を高めていけたらいいなと思いますと、今このように大学構内とか駅校内など、便利さ、投票率向上も含めてを考えた投票所が設置されています。

私、これまで何回か質問してきました、マークス内に投票所設置の件ですが、今の期日前投票所で十分機能しているし、セキュリティーの問題もあるとのことで、できないとの答えをいただいてきましたが、これまで選挙管理委員の皆さんとその点について審議していただいたことがあったのかお伺いします。これまで委員会で審議されていないのであれば、していただきたいと考えますが、その点お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 選挙管理委員会におきましては、そのことに関しても審議はしております。しかし、今のところ具体的なところまでは行っておりません。今後ともまた審議をして続けていきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 喫緊の課題は、学校現場における主権者教育の充実にあると思います。政治的中立性を確保しつつ、政治や民主主義における選挙の意義について生きた学習をどう進めるか。既に各地の教育現場では、模擬投票など主権者教育への取り組みが始まっています。政府も投票や選挙運動などの基本的な仕組みや注意点について、説明した教材を全高校生に配布されると聞いております。

重要なのは、形式的に選挙の仕組みなどを教えるだけでなく、民主主義社会の中で主権者意識を持つことの大切さをどう教えていくかとともに、私も含めてですが、政治家自身の資質向上と自己改革を進める活動に全力で取り組んでいかななくてはなりません。正義感が強く、変革への情熱あふれる若者の参加なくして、勢いのある未来志向の国づくりは不可能だと思います。主権者教育として義務教育期間中である小中学校も含め、今後の対応策をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 学校で政治や選挙に関する学習を行うことは、将来の投票行動につながると考えております。選挙管理委員会といたしましても、教育委員会と連携して子どもたちに対する取り組みを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 公職選挙法の選挙権年齢が18歳に引き下げられたことを受けまして、主権者の意識を高めるための主権者教育の充実が求められているところでございます。小・中学校におきましては、学習指導要領に基づきまして社会科を中心に、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらまし、あるいは議会制民主主義の意義、公正な世論の形成や国民の政治参加、また選挙の意識、意義等について学んでおります。これまでから、小学校においては町議会を傍聴するなどの課外授業も取り入れているところでございます。

今後におきましても、義務教育期間中に政治や選挙に対する理解を深め、将来の有権者として政治への参加意識を身につけるために、議会の傍聴や関係機関が実施されます出前授業などを積極的に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） これからは主権者教育、また若者への投票のいろいろな勉強も積極的にしていただけるとお聞きしましたが、選挙管理委員会委員長にお尋ねします。これからの積極的な取り組みとは、具体的には何か対策は考えられておりますかどうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 先ほども申しましたとおり、まだ今のところ具体的には考えておりませんが、議員の言うとおりに考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） また積極的によろしくお伺いいたします。

本町においては、町長と語るつどいで広く町民の皆さんの声を聞いていただいているところですが、若い世代の貴重な意見や要望などを町政に生かすために、（仮称）京丹波若者創生議会の開催を提案します。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、国を挙げて取り組まれている地域創生につきましては、本町でも第2次京丹波町総合計画の主要な柱と位置づけまして、京丹波町創生戦略の策定に向けて、総合計画審議会で審議いただいております。審議会には、子育て世代、Iターンで、本町にいられた方、まちづくりに積極的に取り組んでおられる方など、町内の幅広い層から参画い

ただいております。

また、須知高校生には、食や農をテーマとした取り組みや本町の資源を題材にした観光甲子園の取り組みを通じて、本町のまちづくりに積極的に参画いただいております。

今後も、町長と語るつどいをはじめ、地域などから声をかけていただければ出向いていくなど、若い世代を含めた町民の皆さんからご意見を伺う機会をつくっていきたいと考えているところでございます。

したがいまして、現時点で若者創生議会を開催する考えはないということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） いろいろとそういった機会で見聞を取り入れておられるとのことですが、議会の体験というのもまた一つの提案だと思いますので、これから先、また前向きに検討していただけたらうれしいと思いますので。

次に行きます。がん対策等について。

政府は、がん対策加速化プランを年内をめどにつくる方針を表明いたしました。プランの柱として3点を示され、その1点目にごがん教育、たばこ対策、検診など、予防を強化して避けられるがんを防ぐとあります。また、労働安全衛生法が昨年改正となり、本年6月から職場の受動喫煙防止対策が全面施行となりました。範囲は、資本金や常時雇用する労働者の数にかかわらず、全ての事業者が対象ですが、職場にあっては今もたばこの煙の中で仕事を強いられているところを見かける現状があり、京丹波町の実態はどのようになっているのか大変気になるところです。

皆様もご存じのように、たばこには喫煙者が吸い込む主流煙とたばこの先から出る副流煙があります。この副流煙には主流煙よりもニコチン2.8倍、タール3.4倍、一酸化炭素4.7倍、さらに発がん性のある化学物質が含まれているとのこと。たばこの煙から働く人を守る、空気のきれいな体に優しい職場づくりは喫煙の課題と考えます。そこで、本町として、いま一度喫煙者のマナー向上と健康被害防止のための町民周知の取り組みと分煙対策についての考えをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町の現在の取り組みとしましては、主に禁煙、節煙対策を中心に、街頭啓発やポスター、チラシ等を活用した集団啓発を行うとともに、若い女性の喫煙者が多い統計から妊娠届や子どもの健診の機会を活用した啓発、あるいは健診の結果返しにおいて喫煙者には京丹波町病院などの禁煙外来のチラシを渡すなど、個別の対応を行っており

ます。

今年度は、7月に開催しました歯の広場において、歯の健康と喫煙をテーマに呼気中の二酸化炭素測定等を実施し、健康被害をわかりやすく伝えております。

また、京都府南丹保健所の京都丹波地域府民会議たばこ環境部会を中心としまして、関係機関が情報共有を行いながら分煙対策等も含めて管内事業所等への啓発を協力して行っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） いろいろとそういった機関で集団啓発をしていただいておりますことをお聞きいたしました。

公共施設内などへの掲示の徹底はどのようになっているのか。また、ほとんどが施設の入り口付近に灰皿が設置されています。この点、町長はこれでいいのかどうかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ポスター等が事業所のどの場所に張ってあるかについては、担当課長から答弁させますけれど、灰皿そのものが一番大事な事業所の入り口とか勝手口的な出口であっても、余り間近にあるということについてはよいことないと思います。もしそういう事実があれば、しっかり指導して、入り口離れて自然環境の中、煙を出すのがよいのか悪いのかはさておき、まず人を守らんなんという点で事業所の入り口から離れたところに灰皿を置くなら置いたほうがよいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） ポスター等の掲示につきましては、限られた枚数ではございますけれども保健センター、また支所等に配布をして張らせていただくようにしております。できるだけ皆さんの目にとまりやすいところに心がけていきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 町長にお答えいただきました入り口付近の灰皿をできるだけ遠くにとというのは、どこら辺の程度かもお伺いしたいのと、私、以前にホッケー場のところに灰皿があふれていますということでお尋ねしたことがあるんですが、ホッケー場の喫煙場所というのはどこにあるのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私が言うているのは、事業所があつて、その入り口付近に灰皿があるというのは好ましくない。やっぱり多く人がいる方向に煙が向く、そういうことの最低限なような場所に灰皿を置くように、各事業所に相談を持ちかけるのが行政のあり方だと思っています。

もう一つお尋ねのホッケー場の灰皿の位置ですが、ちょっと承知してませんので担当課から答弁させたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） ホッケー場の喫煙場所につきましては、今ちょっと資料がございませんので、適確にお答えすることができませんのでご了承いただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 施設の入り口付近の灰皿なんですけど、できるだけ小さいお子さんとか皆さんが通られるような場所では灰皿を置かないように、また町長さんのほうからまた指導していただけたらうれしいと思います。

また、ホッケー場の喫煙場所なんですけど、ちょっと確認してきたんですが、灰皿が2カ所ありまして、それはもう喫煙場所としてちゃんと設置されているのかどうか、それもお聞きしたいのでお尋ねしました。灰皿が以前と同じ所にあつたんです。公共施設内でもありますし、子どもたちがホッケーとかスポーツされる場所でもありますので、その点きちつと喫煙場所を分煙してちゃんとしていただけたらうれしいのですが、その点お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 森田議員がおっしゃってるんで間違いのないと思いますので、とにかくきちつと指導して、子どもなんかがたばこの煙を吸うことのない場所に設置するように、きちつとこれは指示したいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 灰皿を全部取るというのも、社会人もスポーツをされるので、分煙で何か囲って、そういうようなところも喫煙場所として考えていただけたらいいのではないかと思います。

次行きます。事業所などで受動喫煙防止対策の取り組みができてきているのか、関係機関と連携し、実態調査が必要と考えるが、所見をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 事業所などの受動喫煙防止対策の状況についてですが、京都丹波地域府民会議たばこ環境部会の活動を通じて、現在、民間事業所等の状況について把握に努めているところでございます。

今後、たばこ環境部会の会員として商工関係団体が参画する予定ですので、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） がん治療では、抗がん剤などの副作用で毛髪が抜けることがある。こうした患者は高額な治療費と脱毛に伴う精神的苦痛に加え、社会生活に必要なウィッグを購入するための経済的負担も大変大きくなります。こういったがん治療により脱毛が生じた人の精神的苦痛を少しでも軽減するため、ウィッグ購入費用の助成を行う考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ウィッグの購入助成は大変有意義な事業と思いますが、京都府による財政支援など制度創設に向けまして要望を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 次行きます。道路網の整備と安全対策等について。

国道9号線の新水戸区内と水戸区内の交差点改良について、進捗状況をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新水戸区内の交差点改良につきましては、昨年度から国道に接続する町道改良工事を実施したところであり、本年度も引き続き工事を進めるべく、発注準備を進めております。

また、国道9号の交差点改良工事につきましても、京都国道事務所より施工業者が決定し、間もなく着手すると聞いております。水戸区内の交差点改良につきましては、事業実施に向けて地元との調整を行いながら、計画図面を作成いただいたところなのですが、工事に必要な用地の取得や補償物件等、克服すべき課題もありまして、現在、解決に向けて鋭意取り組んでいただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 旧丹波町において、国道9号、新水戸地内にバイパスの新規要望が検

討されていたと聞くが、その要望とその後の経過をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） バイパスの新規要望の有無につきましては、詳細なことは確認できませんが、現在、新水戸区内において交差点改良工事を実施いただいていることや、水戸区内の交差点改良事業についても引き続き要望していかなければならないと考えておりますので、今後要望について、ほかの事業の進捗を確認しながら、南丹市との調整も踏まえて検討してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 京丹波町民にとっては、仕事へとか病院、買い物などで利用する唯一の国道9号線の道路であります。聞くところによると、その9号線のバイパスの新規要望はかなり進んでいたとお伺いしたのですが、詳細はわからないとのことで、またこういった、今町長さんもお答えいただきました水戸地内の国道のこともあわせて、今後またこういった観音峠のくるくるした危ない道を本当に町民の皆さんはその道を通らないと出ていけないのが唯一の道なんで、今後また前向きに考えていただきたいことを要望しまして、私の質問を終わります。

以上、ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

次に、山下靖夫君の発言を許可します。

山下君。

○5番（山下靖夫君） 私は平成27年第3回定例会において、通告書に基づきまして4項目について質問を行います。3日ほど前から寝冷えで風邪をひきまして、ちょっと鼻声で聞きにくいと思いますが、ご辛抱願いたいと思います。

まず第1点は、京都縦貫自動車道と道の駅「京丹波 味夢の里」についてお尋ねいたします。

この件につきましては、午前中、山内議員から詳しく質問があり、また詳しい答弁もございましたので、本当はここで遠慮したいと思うのですが、急に変更することはできませんので、通告書どおり質問いたしますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

京都府や府民が待ちに待っていた京都縦貫自動車道が、丹波綾部道路、京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジが7月18日に開通することにより、34年の年月を要しましたが全線開通いたしました。

本道路は、京都府南北間の所要時間の短縮及び定時性を確保するとともに、舞鶴若狭自動車道などと一体となって高速輸送道路ネットワークを形成し、地域観光、産業のさらなる活性化等へ寄与する目的としています。本町においても、7月18日を機に大きく変化が現れつつあると思います。

そこで町長にお尋ねいたします。縦貫自動車道が開通して約1カ月半がたち、本町においてさまざまな影響が出ていると思われませんが、町長はどのように認識され、また将来どのような期待をされているかお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今回開通しました京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジ間の開通後1カ月間の交通量につきましては、1日平均約1万4,600台あります。隣接区間の綾部ジャンクションから京丹波わちインターチェンジまでについてですが、前年に比べまして1.8倍の交通量がありました。このことで新聞報道にもありましたとおり、交通網の変化により町内各道の駅利用者数に大きな変化が現れておりまして、利用者数の減少となった道の駅については、新たな対策が必要であると考えております。各道の駅の連携強化を図り、全体的な伸びを期待するものであります。

また、一般国道につきましては、交通量が減少し、行楽シーズンに発生していた蒲生交差点の交通渋滞が大幅に緩和されたところでございます。将来の期待につきましては、全線開通による本町へのアクセス時間の短縮効果により、企業誘致や町内への観光入込客の増加に期待を寄せております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 今も人口問題が挙げられましたが、山内議員も午前中にそれを取り上げられておりました。全国において人口減少が大きな問題になっております。本町も限界自治体であると言われております。人口問題は避けて通れない課題であると思います。人口減少の歯止めとして、働く場が求められ、企業誘致も大切だということで今までも取り組んでこられました。

企業誘致は全国自治体もいろいろとあの手、この手で努力をしております。縦貫道全線開通により新たな企業誘致について、京丹波町は何を目玉にしていくのかお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都縦貫自動車道全線開通に伴う企業誘致というご質問かと思うのですが、企業誘致は、食料品とか食べ物を中心にした企業が来てくれるのが一番望まし

いなと思っています。

また、スポーツ、文化、そういう観光では来てほしいのですが、スポーツ文化にかかわったそういう事業所というのか、企業が当町を利用してくれるというのか、進出してくれるということも期待しております。何にしましても、それほど労働力が、あるいは雇用が潤沢だという認識でもありません。京丹波町に合った企業が来てくれることをひたすら願っているということは基本的な考えです。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） この交通網のアクセスによりまして、都市住民との交流の場の取り組みを積極的に行う必要があると思います。例えば、丹波高原での農業体験、田植えとか稲刈り、栗拾いや芋掘り、黒豆の収穫など、また林業体験におきましては、下刈りや枝打ち、木の伐採、今も申されました観光面では観光協会と連携されまして、鐘乳洞公園、府立自然運動公園、琴滝等を中心として、また南丹市とも連携をとりながら、観光マップ等を製作して観光誘致に力を入れてはどうかと思います。

また、夏の林間学校もおもしろいんじゃないかと思います。夜空の観測、魚とり、川遊び、お年寄りとの昔話の交流等も、やれることは何でも積極的に取り組むべきであると思うのですが、町長はどのようにお思いでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今言うてもらったような農業体験とか林業体験とか林間学習とか、そういうもろもろの交流を中心にした体験観光客というのか、そういうことは言うてもらったことについて大賛成で、積極的にそれぞれの持ち場で実施していってほしいと思っています。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 次に、道の駅「京丹波 味夢の里」は、7月開業以来、連日大にぎわいの繁盛ぶりで大変喜ばしいことでもあります。町長は、通過のまちにはいけない、パーキングエリアに道の駅を併設する大きな夢を持たれ、ここに実現しました。「京丹波 味夢の里」はルーフゲート（株）の経営であります、町経営ではありません。町長には大変気になるところであろうと思いますのでお伺いいたします。

町長は、現時点で「京丹波 味夢の里」を見られて、ほんまによかったなと思われた点、また、このところはどのようにしたほうがよかったと感ぜられる点がありましたらお聞か

せいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） よかった点は、京丹波パーキングエリアを利用されている方は、現状半分以上が京都府外からの利用者、遠方からの立ち寄りが多い状況にあります。通行者に対して京丹波町の食の魅力や地域情報を伝える場となっていること、また農産物等出荷者協議会を中心として多くの町内の出荷者の方にかかわっていただいております地域振興や経済活動につながっていることであると考えております。さらに、町民の方々にはビュッフェスタイルのレストランなど、新たな施設を利用されていることと思っております。

改善すべき点は、山内議員の質問の答弁のとおり、想定の3倍程度の来客があったために一時的にフードコートやレジ等の対応が追いつかなかったことや、京丹波パーキングエリアのトイレ、駐車場等に関する苦情もありましたので、今後の状況を見守りながら、指定管理者であるルーフゲート株式会社並びに京丹波パーキングエリアの管理者である京都府道路公社と協議をしながら対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） そういうふうに改良すべき点は、早く解消してもらったらうれしく思います。

出店者が製品を納品して、それから返品数を引いたら販売数になるわけなんですけど、その数字が合わないという現状を聞いております。そのようなマナーの悪いお客さんもおいでであります。万引きなんですけれども、その対応についてはどのようにお考えでしょうか。これはルーフゲートの社長ではないので、ちょっと答弁はしにくいかもしれませんが、町長としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 豊かな人でも自分のものにしたい人、幾らかあるようなので、そういうことのないように、みんな全体で心がけるのが一番よいのかどうかちょっとわからんですけど、雰囲気としてやっぱり気をつけたほうが、ゆるみがあったらそういう人を生み出す可能性がありますので、少なくとも京丹波町内ではそういう人が増えないように、みんな心がけたほうがよいのかなと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 大変この問題は難しい。どこへ行っても、スーパーへ行っても、また

いろいろな百貨店でも難しい問題のようでもあります。話を聞きますと、このぐらい大きい酒のかすでも七つが合わへんねやと聞きました。何でするんかと思うんですけども、その一因にはレジ係、先ほども町長がおっしゃいましたが、レジが混雑して、これも職員さんが慣れてない点もあったんでしょうけど、長蛇の列でもう買うのかなんな言うて出ていく人もありました。それで、できるだけこれはもう、出店者もせつかく出したのに、レジを通っていない品物があるということは大変残念なことです。できるだけそのようなことのないように、お互い努力してもらいたいものだと希望しておきます。

それから、8月14日、午後2時から放送のMBSテレビ「ちちんぷいぷい」の番組で、京都の新名所、お盆でにぎわう地元愛あふれる道の駅という生中継がありました。町長はどうでしょう、視聴されましたでしょうか。視聴されていたら、感想をお願いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まことに申しわけないんですけど、早い目に原稿をもらったんですけど、録画を誰かしてるのかもわからんけど、ちょっと見ておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 町長は忙しいからご覧になれないなら、せめて町に関係のあるテレビ放送、またこれは8月29日にNHKラジオでも「ここはふるさと旅するラジオ80ちゃん号」がありまして、これも道の駅の取材がありました。その中で、そういうことを町長並びに幹部の皆さんにも、できるだけ町で録画して、時間のある限り見てもらって、そういう放送を見てもらう必要があるのではないだろうかと思いますがいかがでしょうか。町長にお尋ねします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この答弁書も幾らか早くもらったので、そういうことを確認したらよかったですけれども、ひょっとしたら録画しているかと思います。ただ、私は見れてないということなので、そのようにお願いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 全国版の放送ですので、できるだけ町幹部の人も、やはり町長ももちろん見てもらっていただくことは大切だと思います。

その中で、生中継ですが、14日のMBSの「ちちんぷいぷい」の放送、これは生中継でありました。ところが、その中を見ておりましたので、話の中に、開店から今日まで1日も休んでいないんだ、またこの秋まで休むつもりはないんですというふうな言葉や、またそば

を打っておりまして、そのそばの練りばちがひつついて、こねこねされていました。それがあたかも手打ちそばをやっているんですかというような見せ場をつくっておられました。大体、そばの手打ちそばというのは、1日にやっぱり100食ぐらい、とてもおっしゃっているような400食は打てないと、経験者は言うております。ですから、労働基準法にもこれは違反している放送であったんじゃないだろうかというふうに思います。そういう不十分な言葉が出ておりますので、こういう生中継でも事前の打ち合わせをして、この程度のお話をすべきだということも詰めておかなければ、問題を残すのではないだろうかと心配しておりますが、その点について、町長はマスコミ対応について、どうお感じですか。お尋ねします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これは町が関係している施設なので、注視する必要はあると思います。ただ、あんまり一々全部私に報告があるわけではないので、ちょっとその点だけはご了承いただいたらうれしく思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） それでは、もう1点、「京丹波 味夢の里」についてお伺いいたします。

今後、「京丹波 味夢の里」をますます堅実に発展させていくために、ルーフゲート自体の努力が必要であります。お客さんの声、苦情、ご意見はどのようにされているのか、また、町民は身内のようなものであり、言いたくも言えない人、陰では言うていても、面と向かって言わない人、それぞれの意見の取り上げはどうされているのか、午前中にもお話がちょっと出ておりましたが、その辺について、もう少しルーフゲートさんとの話し合いをされまして、少しでもよいお店になるように、頑張ってもらいたいと思います。

例えば、午前中にも出ておりましたが、他の道の駅よりも野菜の値段が高いとか、食事の味についてどうのこうのとか、便所のおいがするとか、汚いとか、従業員の愛想が悪い等々が聞こえてくるんですね。我々としては、やはり応援している以上、余りそういうことを聞きたくないのですが、やはり謙虚に受け止めていただきまして、今後ますますの「京丹波 味夢の里」が発展するように願う1人でありますので、その辺についてもご指導賜りたいと思います。町長のご意見を伺います。

○議長（野口久之君） 山下議員、どこを言うてはるんですか。3番の項じゃないんですか。

「ちちんぷいぷい」の。

○5番（山下靖夫君） もうそれは済みまして、「京丹波 味夢の里」の次に進みます。私の

その中でのことです。今、運営上の問題を言っているんです。

○議長（野口久之君） 「ちちんぷいぷい」の話じゃないんですか。次へいってるんですか。それを言うてくださいよ。

山下君。

○5番（山下靖夫君） 今、町長にちょっとお尋ねしたんです。その辺、どうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 「京丹波 味夢の里」の維持管理運営のことだと思います。指定管理者であるルーフゲート株式会社が主体となって行うものであり、町としましては、事業者選定時の提案や事業計画書の内容等が履行できているかどうか、また、町の施設や地域振興に資する運営ができていないかどうかをモニタリングする立場ですので、直接的に町民に意見を募集するというようなことは、今後もないと思います。

なお、指定管理者においては、道の駅の京丹波ステーションのカウンターに、維持管理運営に関するアンケートボックスを設置して、利用者の意見を聴取して、運営に反映していく体制をとっているところを私も見ております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） では次に、2番目に移ります。

府立丹波自然運動公園宿泊施設について、町長にお伺いいたします。

当初、自然運動公園に、関西一のトレーニングセンターと、2階、3階に宿泊施設ができると聞き及んでいたと思います。急遽、宿泊施設が木造建築に変更され、建築に使用される用木、京都府内産木材から京丹波町産木材になった。未長く使用されていく宿泊施設の木材が、京丹波町産の木材を使っていたいただいたことを、子どもや孫たちにも自慢のできることに喜んでおりますと同時に、京都府にも感謝をしております。この木材が、ただいま和知地域の山林を京丹波森林組合によって伐採され、町外で製材されているという、その経緯についてお尋ねをしたいと思います。町長、お願いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府立丹波自然運動公園に建設されます京都トレーニングセンターは、京都府の重点施策であります。その経過につきましては、建物は指名競争入札にて実施され、その建物の木材調達につきましては、「京都府木材組合連合会」に分離して発注されております。「京都府木材組合連合会」から「京都府森林組合連合会」に原木の調達依頼がありまして、さらに「京都府森林組合連合会」から「京丹波森林組合」に、地元産材の利用

促進を図る目的で素材の調達依頼がありました。「京丹波森林組合」が請け負ったものは素材の調達であり、製材については、「京都府木材組合連合会」が京都府の定めた規格に合う製材ができる事業所を選定し、契約されております。

この施設の建設については、「京都府」あるいは「京丹波森林組合」の努力により、京丹波町産材が100%活用されることとなりまして、本格的に地元産材を使用した建築物は、今後、全国から注目される施設になると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） いずれもそういう経過、各連合会を通じて、今日あるように伺いました。しかしながら、町内にも製材関係の事業所があるということではありますが、小規模事業者の育成という面で、一応、京都府木材連合会にも少しお願いしてもらった点があるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 加工の部分ですか。そこまでは要望を細かくよう出しておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 細かいことを聞きますが、必要とされる製材、ヒノキ、スギ等なのですが、それは何立方メートルであったのか、わかればお答え願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 依頼されている原木の搬出量としましては、ヒノキ30立方メートル、スギ970立方メートル、合計1,000立方メートルであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） それから、その木材の売価は幾らか、市場価格と比べてどうであったか、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 1立方メートル当たり、ヒノキが1万2,000円、スギ1万円の原木市場価格をベースに価格設定される予定であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 次に、伐採方法をお尋ねするのですが、これは必要な木だけ切り出し

ているのか、それとも皆伐をして必要な木を搬出しているのか、その点についてわかりましたらお願いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 伐採方法ですが、主として皆伐を実施しております。ただし、一部依頼された素材がなかったために、町有林の保育間伐を行って搬出したものもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 今、皆伐をして調達されたということを知りまして、大変安心したところでございます。現在、山の木材というのは、販売しても原木が安く、後の植林をしたり、保育するにはお金が足りないという現実がございます。悪いところであれば、お金を足さなくてはならないという現状もございます。これから、山が荒れてくるというのが現状でありますので、できるだけ、今後のその皆伐された木をどういうふう管理されるか、その対策についてお考えをお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆伐後の管理ですが、京都府の治山事業を活用して、今年度に植栽を行う予定です。植栽後は計画を立てまして、適正な森林管理が実施される予定でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） では、次に3番目に、全国高校インターハイホッケー大会についてお尋ねいたします。

平成27年度全国高等学校体育大会ホッケー競技大会の開会式が、7月31日、グリーンランドみずほホッケー場で行われました。競技はほかにも2会場で開催され、地元須知高校の女子チームは、健闘されましたが惜しくも準々決勝で敗退した。次の大会を目指して頑張っていたきたいと願っております。

そこで、教育長にお尋ねいたします。インターハイホッケー大会が我が町で開催されるということで、これまでの人工芝も老朽化をしているので、この際、新しい、すばらしい人工芝に1億9,126万円をかけて張り替えられ、選手の皆さんをお迎えし、本大会を心待ちにしておったにもかかわらず、昭和63年の京都国体のように盛り上がらなかったように感じましたが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 全国高等学校総合体育大会は、高等学校教育の一環として高校生に

広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的として開催されているものでございます。

大会の開催に当たりましては、地元須知高等学校を初め近隣の高等学校、さらには京都府内のホッケー部を有する高等学校の大変多くの生徒が、競技補助員として運営に携わってくれました。炎天下の中、選手の活躍はもちろんです、こうした他校の生徒とともに、ボランティア活動を通じて、高校生自身が得たものは、はかり知れないものがあり、高校総体の目的に沿った有意義な大会であったものと確信しております。

また、大変多くの町民の皆様の応援のもと、地元須知高等学校女子ホッケー部がベスト8という成績をおさめられたところでありまして、こうした活躍と功績は、ホッケーを続ける小中学生に夢と希望を与え、そして、須知高等学校の振興にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） では、続いて、町長にお尋ねいたします。

選手や関係者の宿泊及び食事の提供は、全て大会の協賛者、大塚製薬とかJTBとか等々の手配によってなされたとお伺いいたしました。地元には何ら関係なかった点について、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 宿泊及び弁当調達業務につきましては、全国高等学校体育連盟と業務委託契約を締結した企業が行うこととされておりました。宿泊先については、本町で4カ所の宿泊施設が受け入れをされ、弁当につきましては、調理できる食数、調理から配送までの保存施設や保冷車等の施設要件をクリアできる町外の弁当業者が選定されたと聞いております。

全国各地から出場される選手や関係者が同じ条件で提供を受けることを前提に、万全な食中毒予防と、万が一、食中毒が発生した場合、早期の原因者特定など、徹底した安全対策であることは理解できますが、地元業者が参入できなかったことについては、非常に残念に思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 本当に、私も食品関係のことをやっておりますので、業者からそのよ

うなご意見がありました。それは、昭和63年の国体のときに、恐らくインターハイでもたくさんの方々の食事を提供し、保健所とか衛生協会の役員とか、いろいろ面倒を見てきた実績がありますので、それができなかったというのは、業者自体も残念がっておりました。町長においても、同じ思いではなかったかと思います。

次に、本大会に、インターハイ会場の設営、張り替えの費用のほかに、町が経費的支援や間接支援を行ったものはどのようなものがあったか、お伺いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 経費的支援につきましては、ホッケー競技大会に係る経費から、各種補助金や負担金、参加料、協賛金等を差し引いた額を京都府と本町で3対1の割合で負担することになりまして、本町においては510万円を支出しております。この他、歓迎ののぼり旗の作成や、町のPRも兼ねて、京丹波町産木材で作った記念のトロフィーを閉会式において男女優勝、準優勝校に贈呈したところであります。独自の経費としまして、約30万円支出しております。間接的な支援につきましては、4月から町で臨時職員1名を雇用し、事務局に常駐させるとともに、大会期間中は、競技運営に教育委員会の職員が交代で従事したところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） そのように、いろいろとご配慮賜りまして、無事ホッケー大会が終了したということをうれしく思います。

先ほども触れましたが、そういうふうに町もたくさんの方々の経費等、出費していただいた以上、また次の会場におきましても、同じような思いにならないように、できるだけ地元の業界にもそういうチャンスが訪れるようなアドバイスというか、ホッケー協会等にも申し入れをしてもらったらうれしく思います。これは私の希望であります。

最後に、交通対策についてお尋ねいたします。

今年も全国交通安全運動が、9月21日から9月30日まで実施されます。本町の交通安全対策の取り組みは、企画政策課に交通対策係の設置をしている。平成26年度には桧山商店街にゾーン30を設けて、道路標識を設置して、通学路の安全確保等をしていただいている。府下でも例を見ない最高の取り組みをいただいていると、感謝をしております。

今年の京都府下の交通事故を見ますと、発生件数は例年減少しておりますが、死亡者数は、8月末現在58人で、増加しております。前年同期より16人以上上回っております。

平成12年度に、東山祇園と亀岡市で多数の死傷者を出す事故が起きて、対策の強化や安

全意識の高まりもありまして、平成13年度には70人に急減し、平成14年も69人と、2年連続して過去最少を更新しました。

しかし、今年の事故件数を見ますと、特に高齢者の死亡事故が増えております。8月には、南丹署管内で2件の死亡事故がありました。全て高齢者が犠牲になっておられます。

そこで町長にお尋ねします。高齢者の交通事故防止の対策についてのお考えは、町長さん、どうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先日の新聞報道にもありましたが、京都府警によりますと、7月末の時点で、府内の交通事故が前年に比べ減少したものの、死亡事故は、前年の同じ時期に比べまして15人増え、高齢者が約6割を占めている状況にあります。

本町では、高齢者や子どもをはじめ、町民の皆さんの安心安全を確保するため、通学・通勤時の交通指導、あるいは交通安全運動期間中のパレードや街頭啓発、それと交通安全ポスターコンクールの実施など、さまざまな啓発活動を展開しているところであります。これらの活動は、町交通指導員や交通安全協会の役員の皆さんなどを中心にお世話になっておまして、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。日々の活動に敬意をあらわし、感謝申し上げます。

今後も、関係機関、関係の皆さんと連携して、交通安全対策を推進してまいりたいと考えております。

また、地域の高齢者サロンから南丹警察署へ、交通安全教室の依頼が増えていると聞いております。このような高齢者の皆さんの自発的な取り組みがさらに広がりまして、高齢者の事故防止につながるよう、啓発活動を一層推進してまいりたいと考えております。

10月3日には、南丹船井交通安全協会と京都府南丹警察署主催の南丹船井交通安全大会が、本町で開催されると聞いております。大勢の方々の参加が得られ、交通安全意識がさらに高まることを期待しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） ありがとうございます。

10月3日の交通安全大会にも、よろしくお願ひしたいと思います。

交通の不便な我が町におきましては、車なしの生活は考えられないのであります。しかし、高齢者になると、どうしても運動機能が低下し、交通事故につながる場合があります。自分だけのけがで済めばよいのですが、人様にまで迷惑をかけるようなことになったら大変であ

ります。大きな事故を起こす前に、高齢者の運転免許証の早期返納を促進してはと思います
が、町長のお考えはどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山下議員には、南丹船井の交通安全協会の会長をしていただいておりますこと、敬意をあらわします。後になって申しわけなく思います。

今の高齢者の交通事故防止対策ですが、加齢により本当に身体機能などが低下する高齢者を対象とした自動車運転免許証返納支援制度を設ける自治体が増えてきております。その中には、自主返納者に対し、バス回数券や利用券を進呈している自治体もありますが、まずは、高齢者の交通安全対策として、自主返納そのものを促していく必要があると考えております。

あわせて、町営バス利用促進のほか、自主返納された方を含む高齢者全体の移動手段について、検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） ありがとうございます。

今の町長の答弁にもありました、自主返納者に対しまして、南丹市ではタクシーの無料券、これは期間限定で1年とかというふうに聞いておりますが、それとか、この町にも町営バスが空気だけ運んでいる時間帯がたくさんあります。それで、高齢者の無料の乗車券を発行してもらってはどうかと思うのですが、今、町長はそれに近いようなお答えがありましたので、これをお願いいたします。

次に、教育長にお尋ねを兼ねてお願いいたします。

小中学校の交通安全教育の実態は、どのようになっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 小中学校の交通安全教育についてであります。それぞれの学校で安全教育の全体計画を作成しまして、年間を通じて計画的に実施しております。

具体的には、小学校では毎年、警察と連携し交通安全教室を実施しておりまして、特に高学年では自転車教室を実施した後、学科・実技の試験を受け「自転車免許証」を交付いただき、児童の交通安全に対する意識の向上に努めております。

中学校では、登下校時や全校集会等、機会あるごとに交通安全に対する指導を行っております。今年度、蒲生野中学校においては、スタントマンによる自転車の交通安全教室を実施をいたしまして、生徒に交通事故の危険性を疑似体験させることを通じて、安全な自転車の

利用についての学習を実施をしたところでございます。

交通事故から子どもの命を守るために、通学路の安全点検なども含め、家庭や地域のご協力を得ながら、今後とも交通安全教育に一層努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） よくご存じと思いますが、自転車安全利用5則というものがございまして、一つには、これは当たり前のことですが、自転車は車道が原則で、歩道は例外。二つには、車道は左側通行。三つには、歩道は歩行者が優先で車道よりを徐行する。四つ目は、安全ルールを守り、飲酒運転、2人乗り、並進の禁止、また夜間ライトの点灯、交差点での信号遵守と一時停止、安全確認というようなものがあります。これらは、違反しますと罰則規定があるようであります。また、子どものヘルメット着用は、これを義務づけてほしいということでもあります。

たまに、中学校生徒が自転車で並進でしゃべりながら走っておられる。車が来ると、両方に分かれてしまうというようなことに出くわしました。本当にこれは危険であります。小学校、中学校でもやってもらっておりますが、しっかり交通ルールを徹底して、小さいときから教育をしていただきたいというふうをお願いいたします。

次に、もう一つのお願いです。4番としまして、交通安全子供自転車大会、毎年京都府で行われております。南丹警察署管内では、南丹市の平屋小学校の2チームが出場されまして、3位に入賞されました。小さいときから、自転車の安全な乗り方やルールを学ぶことが大切であります。要請があれば、南丹警察署から指導に行く聞いておりますので、本町も来年から、交通安全自転車運転京都府大会に参加の取り組みをしてみてもどうかと、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 交通安全子供自転車京都府大会への参加についてでございますが、この大会は自転車事故防止活動の一環として、全国の大会は全日本交通安全協会が開催をされまして、今年で50回目を迎えられる、非常に伝統ある大会と聞いております。

本年度は、この京都府大会には9校13チームが参加されたと聞いております。こうした小さい頃に交通安全の知識を身につけ、習慣化することは、交通事故を防止する上で大変効果があると考えておりますが、本町の各小学校では計画的に交通安全教育に取り組んでおまして、現時点ではこの大会への参加は計画はしておりません。今後、学校からの参加希望がありましたら、積極的に支援をしてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、山下靖夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。2時45分まで。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚信太郎でございます。

それでは、平成27年第3回定例会における私の一般質問を、通告に従いまして行います。

1点目は、遊休町有地の管理と利活用等についてお伺いをいたします。

土地開発公社先行取得用地の全てが買い戻しされまして、町内各所には遊休町有地が多数存在をいたします。私が持っています資料だけでも9カ所、約4万3,000平方メートルの遊休地があります。広大な面積であります。税金で買い戻した土地でありますし、隣接所有者等に迷惑のかからないよう、適正な管理に努めるべきであります。

以前には、店舗に隣接した町有地が長年にわたり、商業者の駐車場として無断使用されていたケースがありまして、私に匿名の通報がございまして担当課に連絡しましたところ、町有地に間違いなく、すぐに商業者と賃貸借契約が締結された事例があります。きちんと造成された土地でありますから、出入り口にチェーン等を張るとか、フェンスを設置するなど、適正な管理を行っていただければこのような事態にはならなかったと考えられます。

そのほかにも、隣接所有者が家庭菜園をつくっているとか、駐車場にしているとか、穴を掘ってごみ焼き場にするなど、さらには、教育施設の敷地にコイン精米機が無断で設置されておりまして、これは私が発見しまして役場に通報しまして、賃貸借契約が結ばれたと聞いておりますが、どこからでも侵入できるような状況では、民地と違いまして町有地は無断使用されやすいと言えます。また、雑草が繁茂しますと、隣接所有者や地域に大変な迷惑がかかってしまうこととなりますことから、雑草が繁茂し、侵入防止の車止めフェンスがない遊休町有地の今後の対応について、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町有地の管理につきましては、周辺民家等に影響を及ぼす土地を中心

に、年に2回程度雑草の草刈りを行っております。今後も土地の活用が見込まれるまでは、この対応を継続していきたいと考えております。

また、管理する上で対応が必要と思われる場合は、その対応策を考えてまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 須知奥ノ谷は、2メートル以上の雑草が繁茂しておりまして、どこまでが町有地か全くわからない状況であります。町民の安全で快適な生活環境を保全する条例第46条では、空き地の管理について、管理者はその空き地に繁茂した雑草、枯れ草、また投棄された廃棄物を除去し、またこれら廃棄物の不法投棄を防止する措置を講ずる等、空き地の周辺的生活環境を害さないよう、適正に管理しなければならないと定めております。

町民を指導する立場の町が、雑草を繁茂したままの状況で放置していれば、条例を制定した町が法令遵守していないということにもなります。隣接所有者とか近隣地域にも迷惑がかかりますので、雑草の除去を行うべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 雑草の刈り取りをしまして、ご近所に迷惑にならないように管理することが求められているというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 私が一般質問を提出した時点では、蒲生野238番地は工事用の採石残土、塩ビパイプ、ユンボ、トラックが置かれていましたが、これは使用許可をとって業者が置いているのか、また才原の遊休地であります、鋼管の電柱が4本積まれておりましたが、これは町が置いているのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 蒲生野町有地につきましては、近くで町道の改良工事を実施をしております、その際の残土の仮置き場等ということで、町のほうで使用許可を出しまして利用をいただいているところでございます。

それから、才原につきましては、私どものほうで電柱が仮置き、伏せてあるという状況でございますけれども、確認には参っておりますが、把握ができておりませんでした。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 確認したけど、誰が置いておるかわからんという意味でいいんで

すかね。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現場のほう、雑草等の繁茂状況とか、確認等に参っておるわけ
でございますけれども、その時点で電柱があるということには気がついておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 私が一般質問を提出したのは25日なので、その数日前に確認し
ましたのですが、そしたら、その一般質問をしてからどのような状況になっているかという
確認はされていないということですかね。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 事前に草刈り等をお世話になる場合がございますので、春先とか
に確認には参っておりますが、その時点では電柱があるということは確認をできておりませ
んでした。

また、篠塚議員の一般質問通告書が出されました後につきましても、現場のほうに現況の
確認には参ったのですけれども、その時点でも電柱というものにちょっと気がつきませんで
して、確認がとれていない状況でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 町道沿いに4本、ちょうど肩になりますかね。肩からちょっと入
ったところに4本積まれていますのでね。あれがわからんということはないと思います。で
すから、もう1回確認をして、誰が置いたものか、個人が置いているものなら、これは撤去
してもらわんとあかんということで、調査をしていただきたいというふうに思います。

それで、やはり先ほど申し上げました事例は、これはいずれも侵入防止の柵とかフェンス
がないことによって起こっていますことから、無断使用させないような管理が必要ではあり
ませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 無断使用されないように管理するべきだというふうに思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） たびたびになりますが、この町有地が無断使用されているケー
スが過去に、今までに多くあるということで、町有地が無断使用されていないかどうか、これ
は総点検をすべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 草刈り等の草が、雑草が生えてくる状況の段階では、作業をお世話になる方との立ち会い等を行っておりまして、その際に現状の確認はさせていただいてるところでございますが、先ほど言われましたように、無断使用とか、そういった関係も出てまいりますので、改めまして町有施設のほうの再点検を実施し、必要に応じて適切な措置を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、遊休町有地の利活用につきましては、庁舎内で検討委員会を設置し、検討していると以前に聞いておりますが、遊休町有地の中でも利活用がしやすい蒲生蒲生野2カ所、須知奥ノ谷、曾根宮ノ浦戸麦、橋爪町田はこれは福祉施設に転用するというのを聞いておりますが、才原、丹波マーケス東側の検討状況について、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 土地開発公社から買い戻した土地や町有地につきましては、まちづくりのために有効活用することを第一として考えております。まずは、立地条件など活用が見込まれる土地について検討しております。

その中でも、蒲生野の土地1カ所については、昨年度に造成工事も完了し、企業誘致活動の結果、農業ビジネスを展開している企業に有償で貸し付けることとして事務を進めております。

また、橋爪の土地につきましても、社会福祉法人から借り入れたいという要望がありまして、貸し付けることとして現在事務を進めているところであります。

その他のご指摘のありました土地につきましては、現在のところ活用検討中であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 蒲生野ですね。町長がご答弁された所以外に2カ所あるんです。そこを私がもう造成されて、前回の質問でも聞きまして、農業関係の会社が誘致をしているということなので、それを除きまして蒲生野に2カ所、住宅団地に隣接し、あります。ほとんど造成の必要のない土地でありますので、住宅地として分譲または売却してはどうかということでもあります。

あと、須知奥ノ谷につきましては、近隣で太陽光発電設備が設置をされておりまして、南向きで日当たりもいいことから、そういう太陽光発電用地として活用または売却してはどう

かということをご提案いたします。

それと、曾根宮ノ浦戸麦は、ひかり小学校に隣接した山林でありまして、過去に総務常任委員会で、学校林として活用の提案をした経緯がありますが、その後の教育委員会での検討状況について、お聞きをいたします。

才原は、宅地として分譲用に造成されていますことから、そのまま売却できるというふうに思いますので、宅地として売却されてはどうかというふうに思います。

丹波マークス東側は、農地のままの形状でありまして、農地として農家に無償で貸し付けをしてはどうか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今、篠塚議員から提案と申しますか、以前からいただいておりますわけではございますけれども、蒲生野の2カ所につきましては、整地がなされておりまして、いつでも活用ができる状況にもなっておりますが、今後また公共施設等の建設とか、そういったものも視野に入れておりまして、その際の活用地ということも含めまして、現在、現状のままで管理を続けることといたしております。

それから、須知奥ノ谷の件でございますけれども、これにつきましても、総務文教常任委員会でも現地を確認をいただいた際に、太陽光発電というお話もいただいている状況でございます。今後、そういった形での活用も、現在も含めて検討をしている状況でございます。

それから、宮ノ浦戸麦に、学校に隣接しております山林でございますけれども、これにつきましても、以前からご提案をいただいている状況にもございまして、学校林あるいはフィールドアスレチックの施設とか、そういった活用も見込まれるということでございますので、教育委員会とも調整をさせていただいているところでございます。

それから、才原の宅地の部分でございますけれども、住宅用地として分譲が可能ということもございまして、改めてその活用に向けまして検討を続けてまいりたいと考えております。

それから最後に提案のありました丹波マークス裏手の農地、原野でございますけれども、今、草刈り等を実施をしているところでございまして、ご提案いただきました内容も含めまして、検討を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 寺尾町長は、木質バイオマス事業などの森林資源の活用に向けた事業を積極的に推進をされようとしているところでありまして、町の方針に歩調を合わせ、

ひかり小学校に隣接した曾根宮ノ浦戸麦の山林は、学校林として教育活動に生かしていくことが、本町の今後の林業振興に大いに寄与するものと考えます。また、ひかり小学校、ちょうど向かい側の山林には、立派な50年以上のヒノキが林立しておりまして、専門家に依頼し、山林を整備される考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 須知高校の東側も言われた。ひかり小学校。それは、教育委員会と一緒に連携して、そうあったらよいなというふうに思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 森林が83%を占める当町におきましては、森林、環境教育は重要なテーマだというふうに考えております。

丹波ひかり小学校に隣接する町有地を学校林として活用したらというご提案につきましては、先ほど総務課長からありましたように、関係課等と今後調整していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 第2点目は、消防団員の確保と処遇改善等につきましてお聞きをいたします。

消防団員の定数は、条例で900人と定められていますが、現有人員は平成26年度末で845人と、定数割れをいたしております。平成25年12月に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立しまして、一層の人材確保が求められているところでありまして、町及び消防団は、今日までどのような人材確保に取り組まれてきたのか、また定数割れしていますが、激甚災害等大災害に現有人員で対応が可能なのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町消防団は、各団員がそれぞれの地域に根差し、地域住民とのきずなを深くして活動していることなどから、顔の見える地域との関係をもとにした入団勧誘や、ポスター、あるいはチラシによる啓発など、情熱を持って団員確保の取り組みを実施していることは、我が町の特徴の一つであると考えております。さらに、現在人口に対する団員数の割合は5.4%の組織率を誇っておりまして、これは近隣の市町と比較しましても群を抜くものであり、改めて団員や地域の皆さんに深い感謝を申し上げるものであります。

しかし、本町としましては今後とも、梅原団長様を先頭に消防団と連携し、さらなる団員確保の取り組みについて、力を注いで参りたいと考えております。

次に、大規模災害の対応に充足する団員数の件ですが、本町と近接の市町との消防機関に関する相互応援協定の締結や、また現在、町、消防団、消防署、警察などの関係機関とのネットワークを構築して連携を深めるなど、単一組織のみではなく、総力を挙げた重層的な災害対応を目指しているものであります。

昨今、土砂災害発生による孤立集落の対応や行方不明者捜索など、その機能を最大限生かした活動実績も報告されておりました。今後とも、多面的な仕組みの構築とマンパワーを誇る消防団の拡充などを、複合的に取り組んで参る所存であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 自分たちの地域は自分たちで守るという自治意識の観点から、各部とか地元区で団員確保にご努力をいただいておりますが、なんせ人口減少、過疎化時代に入りまして、部とかそれから地元区のみでこの人材確保を求めることについては、限界があるというふうに私は思っております。その結果が、恒常的に定数割れしている大きな原因と考えますが、その点についての所見をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在、消防団員の定数につきましては、条例で定められているわけでございますけれども、発足しました当時、平成18年4月1日に、京丹波町消防団が発足いたしました。この団員定数につきましては、平成17年度に消防団の組織等の審議会の場合において議論をされ、当時の本町を取り巻く社会情勢、あるいは旧町から引き継ぐ各消防団の実勢に基づきまして定められたものでございます。

9年目を迎えます今日までに、団員数は微減となっておりますけれども、団員数の維持とさらなる団員確保に向けまして、これまででは定年制の廃止でありますとか、平成25年度には消防団協力事業所表示制度の導入などを実施してまいったところでございます。また、町におきましても、活動しやすいように活動服を一斉に配備、更新をいたしましたし、また資機材の充実を図っております。全団統一した法被の貸与でありますとか、そういった部分で団の活動も支援をいたしているところでございます。

町長も答弁の中で申し上げておりましたように、地域を挙げてということで、消防団の団員確保に向けましては、各区での助成でありますとか、援助でありますとか、そういったものもいただきながら取り組まれているということに、大変感謝をしているところでござい

す。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、愛媛県松山市や埼玉県三芳町で導入している「機能別消防団」を発足し、人材を確保する考えはないか、お聞きをいたします。

団員数が不足する背景には、人口の過疎化、少子高齢化社会の到来とか、地域への帰属意識の低下、仕事との両立の難しさなどがあると見られております。

愛媛県松山市では、1人の団員が消防活動の全てに対応するのは大変大きな負担になるため、平成17年からできる範囲の活動をする「機能別消防団」を導入しております。現在、四つの「機能別消防団」があり、「郵便消防団」は郵便局で構成された配達員等で地域の状況に詳しいことから、被災状況の情報収集や避難などの広報活動を担当しています。その他、「大学生消防団」「事業所消防団」「島嶼部女性消防団」が、それぞれの立場に応じた活動に励んでおられます。これらの取り組みで、平成17年には2,147人だった団員数が、平成26年10月現在では2,423人と、300人近く増加いたしております。

また、埼玉県三芳町消防団では、消防団OBが昼間の火災や大規模災害などに限定し、消防活動を行う機能別消防団を発足し、人材を確保しております。三芳町は出動手当、訓練手当、公務災害補償などが受けられます。

このような先進事例を参考に、機能別消防団を発足し、人材を確保するお考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町において、人口に占める消防団員の組織率は高く、現状として潜在的な団員候補者の割合は、都市部と比較すると低いと考えられます。さらに、現在、本町消防団に所属する団員の職業、職種は多様でありまして、また、団内には、例えば重機の運転など、特別な技能を持つ団員も在籍し、状況によってはその特技を生かす活動も視野に入っております。また、予防啓発部を設置しまして、予防啓発に特化した取り組みも行うなど、既にそれぞれ機能的な団運営がなされていると考えております。

ついては、現状においては、包括的な団員確保対策に力を傾注するものと考えているところであります。

しかし、今後も制度研究には余念なく取り組みまして、本町を取り巻く社会情勢には過敏に対応し、常に検討の素材としてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 消防団員の人材確保を図るために、平成23年10月28日付の消防庁長官通知に基づきまして、この火災予防広報団員、OB団員、女性消防団員、大規模災害のみの活動をする分団などを、この本町の状況に対応した機能別団員、分団制度を発足されることを検討されることを希望しまして、次の質問に移ります。

次に、高校生を対象に京都市が実施しています消防団1日体験入団を実施する考えはないか、お聞きをいたします。

京都市消防局では、若い方に消防団に興味を持っていただき、消防団への入団促進につなげるため、平成23年度から高校生を対象とした消防団への体験入団を実施しております。市内に居住する高校生、または市内高校の在校生で、性別、学年は不問で、期間中に消防団または消防分団が実施する街頭広報、夜間広報、学区防災訓練等の中から、参加者が希望する活動を体験する消防団1日体験入団を実施していますが、本町においても実施する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 将来、消防団員として期待される若年層への趣旨普及対策は効果的であると認識しています。

ご指摘の京都市をはじめ、類似の取り組みを展開している市町村では、消防団と常備消防組織が一体となって実施しているものであり、本町としては、所管する京都中部広域消防組合の取り組みとあわせまして検討して参りたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 選挙権も18歳まで引き下げられたこともございまして、今後はやはり若いフレッシュな高校生をターゲットと定めまして、人材確保を図られることを希望し、次の質問に移ります。

次に、女性、専門学校を含む大学生団員は年々増加をしていますことから、加入促進に力を入れるべきではないか、お聞きをいたします。

消防庁の平成23年4月1日現在の統計調査によりますと、全国では女性消防団員は1万9,577人、大学生団員は2,056人で、過去6年間で女性消防団員は4,912人、大学生団員は822人が増加してきていることから、本町におきましても、女性、大学生団員の加入促進に力を入れるべきではないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 大学生団員の普及につきましては、「大学の町」京都であることなどから、団員確保に効果的であると理解しております。

本町消防団としましても、今まで学生の入団を制限しているものではなく、今後においても、地域にかかわる大学生などを対象に、団員確保対策の一翼となるよう取り組んで参りたいと考えております。

さらに、以前から、女性の消防団入団に関しましては、常にその門戸を開き、男性団員の確保とあわせて取り組んできたところでございます。その成果として、本年4月から団発足以来初となる女性消防団員に入団をいただきました。現在まで、約半年が経過しましたが、男性団員同様に訓練を受講いただき、さらには啓蒙活動など、精力的に活動いただいているところであります。今後は、女性消防団員の立場から意見を聞き、自身の経験を生かし、同じ目線による女性団員の入団促進の取り組みについて、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、消防団員の報酬、出動手当の処遇改善については、平成26年3月議会一般質問の答弁で、周辺自治体との均衡に配慮し、検討したい。府下の市町村でも検討中であり、報酬の改定は特別職の報酬審議会の開催も必要であり、できるだけ早期に検討したいと答弁されていますが、その後の検討状況について、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成25年12月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行以来、京都府内で10市町村において、消防団員の報酬・手当の一部が改定されているところであります。

本件に関しまして、周辺自治体の動向が明確化する中で、類似する市町村や同様の消防団の環境等を考慮の上、本町においても現在、次年度へ向けて、その一部を見直すべく調査・検討を始めているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 消防庁に問い合わせ、確認しましたところ、一般消防団員の年額報酬の交付税単価は3万6,500円ということで、本町では一般団員は1万7,000円の報酬が支給をされております。実に、1万9,500円が、まあ言うたらピンはねされているということになりまして、交付税措置額の半分以下の46.6%しか支給されていない

ことになります。このことは、消防団員の皆さんはご承知なのか。私は今まで、交付税措置されている額はほぼ全額支給されていると聞いていましたが、これは間違いでありまして、このことが、団員確保ができない大きな要因になっているのではないかというふうに私は思いますし、以前のように地元を守るという使命感とボランティア精神だけでは、団員の確保はできない時代に入っております。早急に特別職報酬審議会を開催して、今この交付税措置額に近い、団員報酬を引き上げるべきではないか、その点について町長の所見をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 事実確認ができていませんので、正確に答弁できませんが、しっかりと調査・研究して措置をしたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 全国的な支給例としましては、最高額は一般団員で年額17万4,000円が支給をされております。これは特別高いですがね。平成21年度決算ベースでは、全国平均支給単価は2万5,356円であります。交付税措置単価の3万6,500円に報酬を引き上げていただくことを希望し、次の質問に移ります。

出動手当につきましても、消防庁に問い合わせ確認しましたところ、交付税単価は1回7,000円であります。本町は年額3,000円の支給であります。回数と年額では、これはちょっと比較のしようがないんですが、本町の支給額が低いことは、これは計算しなくても明らかであります。平成24年度の1団員当たり年間平均出動回数は、これも一般質問で答弁があったんですが、3.8回というふうに聞いておりまして、1回当たりの支給額は、これは3,000円を割りますと789円ということになりまして、交付税措置額の11.3%しか支給されていないという現状でありまして、交付税措置基準と同じように、これは1回当たりの支給額に変更すべきではありませんか。全国的にも1回当たりの支給となっております。平成21年度決算ベースでは、全国では1回当たり3,000円を支給している団体があります。これでもかなり交付税単価よりは低い、4,000円低いですが。出動手当は費用弁償で支給されていますことから、特別職の報酬審議会に諮らなくても見直しが可能と考えますので、早急に見直しをすべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在、交付税措置での単価というふうにお伺いをしたわけでございますけれども、団員報酬とも含めまして、交付税措置の基準額は下回っていないというふ

うに認識はいたしているところでございます。

また、京都府内でございますけれども、出動手当につきましても、大半のところは1回当たりの単価ということで採用をされているところでございますが、今もありました交付税の基準と言われております単価を上回るところは1回もないという状況にもございます。

こういったところもございまして、本町におきましても昨今の災害等の出動の回数等から、現在、年間で支出をしております費用弁償につきましても、1回当たりの単価ということで、近隣の市町を参考に検討を進めているところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 手当のほうは1回当たりに改正をしようということで、これはやっていただきたいんですが、この報酬が、その交付税単価を下回っていないという、今これ、答弁があったわけでありまして、ここに消防庁の資料があるんです。ですから、そんなことはないんです。これ、年3万6,500円、交付税単価、年額報酬とこれ書いてあるわけなんで、もうちょっと調べて答弁をしていただきたいなというふうに思います。

この団員報酬と出動手当の交付税措置総見込み額ですね。私が見込んだ額から、実際に平成26年度決算ベースで支給をされています額を差し引きますと、約3,000万円ぐらいがほかに流用されているというふうに私は考えていますので、やはり交付税単価に近い報酬、近隣のこともありますが、交付税単価に近い報酬、出動手当に改正されることを希望しまして、次の質問に移ります。

これ、消防団員の報酬と出動手当の支払い方法はどのようにされておりますか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 団員の報酬並びに出動手当でございますけれども、出動手当につきましても、1回といたしますか、年間という形になっておりますので、年内に一度、精算をさせていただいているところございまして、それぞれ各部のほうにお支払いをさせていただいているところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） この消防団員の報酬及び出動手当の支給方法でございますが、消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例第13条第3項に、支払方法については京丹波町職員の例によると定められておりまして、部にまとめて一括振り込みするということは、これは明らかに条例違反ではないですかね。またこの平成23年10月28日付、消防庁長官の消防団の充実強化の通知にも、報酬及び出動手当等は、その性格上、本人に直接支給されるべきものと考えられ、適正な方法で支給されるよう、府知事にこれは通知をされて

いますことから、早急に改善されるべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 団員報酬なり出動手当の受領に当たりましては、各個人から委任をとりまして、一括で受領という形で整理をさせていただいております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） そしたら、京丹波町職員の例によるという支給方法とは異なるわけですが、これはこれで条例違反にはならないのですかね。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 支払方法等につきまして、改めて確認をさせていただきたいと存じます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 3点目は、人工透析等通院支援事業の経費負担等について、お聞きをいたします。

人工透析等通院支援事業の経費負担等については、重症心身障害者等通院・通所支援事業実施要綱で定められているところではありますが、第9条の経費の実費徴収額について、町長が指定する場所は月額800円、その他は月額1,000円という徴収をするというふうに定められておりますが、片道のみ利用の場合は半額にすべきではないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 人工透析療法を受けるために通院される方や重症心身障害児（者）通所施設に通所される方の通院・通所につきましては、通院回数が多いことや移動時間中の看護体制が必要な場合があることなどから、ご本人の通院・通所負担やご家族の送迎負担を軽減するために、送迎業務を社会福祉協議会へ委託し実施しております。送迎は、大型バン車両による乗り合わせで、利用人数にかかわらず往復で運行しておりますので、利用者の経費負担額は、車両の1日の運行経費の一部として、「月額」の設定が適切であると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 要綱で定めていますこの月額800円の算定基礎ではありますが、車の運行経費ということで町長はご答弁されたわけですが、私が認識しますとといいますか、聞いている内容では、これは公共交通機関で通院した往復運賃を参考に定められたと聞いて

おりまして、これは帰りは送迎車に乗らなかった場合は、通院者は交通機関の運賃と二重に負担すると、こういうことになりますので、経費負担の軽減を図るために町長が指定する場所は片道400円、その他は片道500円に変更される考えはないか、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今お聞きしたばかりなので、しっかりと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、実費徴収額は、所得に関係なく、一律定額徴収となっておりますが、町民税非課税世帯については半額免除などの規定を定めるべきではないか、お聞きをいたします。

週3回通院されている方は、1カ月の負担額が12回になりますので、1万2,000円という負担になります。非課税世帯で基礎年金だけの年金の受給の方であれば、これは平成27年度は満額で、1カ月6万5,008円の支給でありますから、そして満額支給を受けている人は少ないということで、そこからこれ、介護保険料などで天引きされますと、1カ月1万2,000円の負担は非常に重くなってきますことから、町民税非課税世帯に限り、半額免除などの規定を定められる考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この事業は、ご本人やご家族の送迎負担の軽減が目的でありまして、現在のところ、現行の利用者負担額でご理解いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 再度お聞きしますが、週2回以上通院されている方の負担が重くなってきているというふうに私は見ておるんですが、2回目以降を半額免除にするとか、そういうお考えはないか、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほどお答えしましたとおり、現状料金でご理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） この非課税世帯を半額免除することは、これは町長の基本政策であります、愛のあるまちづくりにこれは非常にマッチした政策と私は考えておりますので、実施に向けて検討していただくことを要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、明後日9日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時36分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 山田均

〃 署名議員 山内武夫